

令和4年定例会
環境生活農林水産常任委員会
説明資料

◎ 議案補充説明

- | | | |
|---|---|---|
| 1 | 議案第26号 三重県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例案について | 1 |
| 2 | 議案第38号 地方税法第三十七条の二第一項第四号の寄附金及び当該寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を定める条例の一部を改正する条例案について | 2 |

◎ 所管事項説明

- | | | |
|----|--|----|
| 1 | 「強じんな美し国ビジョンみえ（仮称）概要案」及び「みえ元気プラン（仮称）概要案」について | 4 |
| 2 | 高等学校生徒募集定員に係る公私比率等について | 5 |
| 3 | 今後の文化振興施策について | 25 |
| 4 | 第9次水質総量削減計画（中間案）について | 26 |
| 5 | 三重県生活環境の保全に関する条例で定める指定施設の見直しについて | 29 |
| 6 | プラスチック対策の推進について | 31 |
| 7 | 産業廃棄物税制度の検証結果について | 35 |
| 8 | 「RDF焼却・発電事業の総括」中間報告書（案）について | 40 |
| 9 | 産業廃棄物の不適正処理事案の取組状況について | 45 |
| 10 | 「令和3年度『第三次三重県行財政改革取組』の進捗状況」における県有施設の見直しについて（環境生活部関係） | 49 |
| 11 | 各種審議会等の審議状況について | 51 |

別冊1 みえ元気プラン（概要案）（環境生活部関係）

別冊2 化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画（第9次）【案】

別冊3 三重県産業廃棄物税制度に係る検証結果（最終案）

別冊4 RDF焼却・発電事業の総括 中間報告書（案）

令和4年3月11日
環境生活部

1 議案第 26 号 三重県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例案について

1 改正の趣旨

地方自治法第 252 条の 17 の 2 第 1 項の規定に基づき、知事の権限に属する事務の一部を市町が処理することについて改正を行うものです。

【参考】

地方自治法

(条例による事務処理の特例)

第 252 条の 17 の 2 都道府県は、都道府県知事の権限に属する事務の一部を、条例の定めるところにより、市町村が処理することとすることができる。この場合においては、当該市町村が処理することとされた事務は、当該市町村の長が管理し及び執行するものとする。

2～4 (略)

2 概要

浄化槽法は、浄化槽の設置、保守点検、清掃及び製造について規制し、公共用水域等の水質の保全等の観点から浄化槽によるし尿及び雑排水の適正な処理を図ることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を目的とし、昭和 58 年に制定され、昭和 60 年に全面施行されています。

今回、南伊勢町からの申し入れにより、市町が設置し、または管理する浄化槽についての、浄化槽法の設置、保守点検及び清掃の規制に係る事務について、同町が処理することとするよう、条例を改正するものです。

3 施行日

令和 4 年 4 月 1 日から施行

2 議案第 38 号 地方税法第三十七条の二第一項第四号の寄附金及び当該寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を定める条例の一部を改正する条例案について

1 改正の趣旨

都道府県等がNPO法人を条例で個別に指定した場合は、認定NPO法人になるための要件の一部が満たされます。

今回、条例による個別指定の申出があり、審査の結果適切と認められたため、地方税法第 37 条の 2 第 12 項の規定に基づき、同第 1 項第 4 号の寄附金を受け入れる特定非営利活動法人の追加を行うものです。

2 概要

(1) 追加する法人の名称等

名 称	特定非営利活動法人フリースクール三重シューレ
主たる事務所の所在地	三重県津市広明町 328 番地
設 立 年 月 日	平成 14 年 10 月 1 日
定款に記載された目的	フリースクールの設立・運営、及び県内にある各フリースペースとの連携を進める事業を行い、不登校の子どもとレギュラースクール以外の学びの場を求める子どもに対して、学びの場を保障・拡大し、子どもの成長の支援と子どもを主体とした教育の創造・発展に寄与すること
事 業 の 概 要	フリースクールの運営、卒業資格取得のための高校生の学習サポート、公民連携の「みえ不登校支援ネットワーク」の運営、行政との連携、情報発信、相談事業 等
特定非営利活動を行う区 域	活動の中心は津市、情報発信や相談は県内全域

(2) 審査の方法及び結果

①事前審査

- ・書面審査により、記載内容に不備がないことを確認しました。
- ・代表者からの聴き取りと証拠書類により、申出内容と整合していることを確認しました。
- ・市町長及び県警察本部長への意見聴取により、指定基準非該当または欠格事由に該当しないことを確認しました。

②審議会（三重県指定特定非営利活動法人審査委員会）の審査・答申

- ・審議会へ諮問したところ、指定の基準に適合すると認めるのが相当である旨の答申が出されました。

3 施行日

公布の日から施行

三重県指定NPO法人と認定NPO法人との比較

	認定NPO法人	三重県指定NPO法人
基準	① 3つのPST基準※のうち、いずれかを満たす (a) 総収入に占める寄附の割合が20%以上 (b) 年平均の寄附金が3,000円以上の寄附者が100人以上 (c) 条例によるNPO法人の個別指定	① 県内に主たる事務所 ② 寄附金を充当する予定の事業の基準 ③ 公益性に関する基準
	[共通] 7つの組織・運営に関する基準を満たす (a) 共益活動が50%未満 (b) 運営組織及び経理が適切 (c) 事業活動の内容が適正 (d) 情報公開を適切に実施 (e) 事業報告書等を適切に県に提出 (f) 不正行為等がない (g) 設立後1年が経過	
更新期間	認定の日から5年間（5年ごとに更新）	
申請可能な法人	全てのNPO法人	
税制優遇	<所得税> ① 個人が寄附をした場合の寄附金控除 ② 法人が寄附をした場合の損金算入限度枠の拡大 ③ 相続人が寄附をした場合の非課税 ④ 認定NPO法人自身のみなし寄附金 ⑤ 個人の現物資産寄附のみなし譲渡所得税の非課税（承認特例） <住民税> 県民税・市民税 個人の寄附の場合、寄附金控除	<所得税> なし <住民税> 県民税のみ 個人の寄附の場合、寄附金控除

※PST基準（パブリック・サポート・テスト）：広く市民からの支援を受けているかどうかを判断するための基準

1 「強じんな美し国ビジョンみえ（仮称）概要案」及び「みえ元気プラン（仮称）概要案」について

「みえ元気プラン（概要案）」について、環境生活部の主担当施策を抜粋し、別冊1にまとめています。

環境生活部においては、次表のとおり、9施策を所管しています。

政 策	施 策 名	別冊1 の頁
3 暮らしの安全	3-2 交通安全対策の推進	5
	3-3 消費生活の安全確保	7
4 環境	4-1 脱炭素社会の実現	8
	4-2 循環型社会の構築	10
	4-4 生活環境の保全	11
11 人権・ダイバーシティ	11-1 人権が尊重される社会づくり	12
	11-2 ダイバーシティと女性活躍の推進	13
	11-3 多文化共生の推進	14
15 文化・スポーツ	15-1 文化と生涯学習の振興	15

2 高等学校生徒募集定員に係る公私比率等について

1 経緯

高等学校の生徒募集定員については、高等学校生徒募集定員に係る公私比率等検討部会（以下「部会」という。）が平成30年2月にまとめた提言をふまえ、年度ごとに公私立高等学校協議会（以下「公私協」という。）で協議を行い策定しています。

令和5年度から令和9年度までの公私比率等については、令和3年3月に部会（学識経験者、企業関係者、県PTA連合会代表、私立学校保護者会代表、市町教育委員会代表、公立中学校長代表、公立中学校教員代表、私立中学校教員代表、私立学校設置者代表、県立高等学校長代表、私立高等学校長代表）を改めて設置し、6回にわたり協議を行ってきました。

2 部会での協議（公私協への提言と報告）の要点

部会では、公私比率に加え、全日制計画進学率、生徒の地域間の移動状況、県立高校の再募集等についても協議を行いました。

（1）公私比率の方向性について（提言）

部会で検討した内容を「令和9年度までの募集定員の公私比率等について」（別紙）としてまとめました。

〔主な内容〕

令和9年3月までの5年間で、中学校卒業者数が約1,000人減少することが見込まれる中、今後も中学生の進路保障の観点を重視し、県民の理解が得られるよう、以下のように募集定員を策定することが求められる。

- 中学校卒業者数の増減予測をふまえ、中学生の進路状況を検証しながら、生徒のニーズや社会の変化に柔軟に対応できるよう、毎年度公私協の場で協議を行い募集定員総数を策定する。
- 県立高校と私立高校がともに魅力ある学校づくりを進め、公私双方で生徒・保護者の幅広い学習ニーズに応えながら、中学校卒業者数の減少に適切に対応していくためには、今後の公私比率を確定的に定めるものではないものの、その方向性を明らかにする必要がある。
- 県立高校は、県内の広域にわたり学校を設置し、普通科や専門学科、総合学科を設置するなど多様な選択を可能にしている。私立高校は、設置者独自の建学の精神に基づき、個性豊かで特色ある教育活動を、経営の安定に努めながら展開している。このように、公私で担うべき役割や特性がそれぞれあることから、公私が協調して協議を行って募集定員総数を策定し、子どもたちの選択肢の維持・充実を図る必要がある。

- 地域ごとに中学校卒業生数の増減の状況、県立高校と私立高校の設置数や学校規模、中学生の進路状況などが異なることを勘案すると、各地域の公私比率については、桑名・四日市地域、鈴鹿・津地域、伊勢地域では、県立高校がやや低く、私立高校がやや高くなるように、松阪地域、伊賀地域では、現在と大きく変わらないように策定されることが適切である。（※尾鷲・熊野地域は県立高校のみ）
- その結果、県全体の公私比率については、中学生の進路希望や進路状況などが毎年度変化することから正確に予測することは難しいものの、令和9年度には県立高校が74.0～74.5%程度、私立高校が26.0～26.5%程度となることが見込まれる。（令和4年度の公私比率は、県立：私立＝75.2%：25.1%）

（2）令和5年度以降の全日制計画進学率について

全日制高校への入学見込み人数の算出に用いる計画進学率は、中学校3年生の12月進路希望状況調査における全日制高校への進学希望者の割合を、過去5か年平均した値としています。近年、全日制高校への進学希望者の割合が低下傾向にあることなどから、計画進学率と実績進学率との差が以前より大きくなっています。

このことから、令和5年度以降の全日制計画進学率については、中学生の進路希望状況を重視しつつ、実績進学率の推移も考慮することとし、1～3年前の進路希望状況調査の結果と4、5年前の実績進学率の5か年平均値を用いることとします。

ただし、令和5年度から令和7年度までの3年間は、1～4年前の進路希望状況調査の結果と5年前の実績進学率の5か年平均値を用います。

（3）生徒の地域間の移動状況について

生徒の多くは、希望する学科や学校の特色、通学の利便性等を考慮しながら、地域を越えて学校を選択しており、こうした状況により適切に対応していく観点から、生徒の移動状況をふまえて各地域の入学見込み人数を算出することとします。

（4）県立高校の再募集について

県立高校では、前期選抜と後期選抜の2回の選抜があり、合格者が入学定員に満たない学校では再募集を行っています。再募集については、中学生の進路選択の機会の一つとなっていますが、私立高校においては、新年度直前に入学辞退者が出ることによる影響もあります。このことから、令和4年度に開催予定の「入学者選抜制度検討会」に再募集の検討を申し入れることとします。

3 今後の対応

部会から、3月25日に開催される公私協に、「令和9年度までの募集定員の公私比率等について」を提言として報告します。公私協では、部会の提言を受けて協議し、その結果をふまえ、令和5年度以降の募集定員を策定します。

令和9年度までの募集定員の公私比率等について

令和4年2月16日

高等学校生徒募集定員に係る公私比率等検討部会

高等学校生徒募集定員に係る公私比率等検討部会（以下「部会」）は、平成31年度から令和3年度までの募集定員の策定にかかる検証および令和9年度までの公私比率等についての検討を行いました。ここに、そのまとめを、三重県公立高等学校協議会（以下「公私協」）に提言します。

1 経緯

平成31年度以降の募集定員は、部会が平成30年2月に提言としてまとめた「平成33（令和3）年度までの募集定員の公私比率等について」をふまえ、年度ごとに公私協で協議を行い策定してきました。

平成30年2月の提言では、「中学校卒業者数は、平成34（令和4）年3月には一旦、増加に転じますが、平成35（令和5）年3月以降は再び減少傾向が続くことが予測されます。平成34（令和4）年度以降の公私比率等の方向性については、ここに提言として示した公私比率等の方向性をふまえ策定した平成33（令和3）年度までの募集定員や中学生の進路状況、高校教育の多様な選択肢の維持・充実や学校の特色化・魅力化が図られているか等の観点から検証したうえで、改めて検討する必要があります。」とされていることから、令和3年3月に部会を改めて設置し、令和5年3月から令和9年3月までの中学校卒業者数の減少を見据えた公私比率等のあり方について検討を行いました。

2 令和3年度までの募集定員の策定に係る検証

平成31年度から令和3年度までの検証にあたっては、募集定員と公私比率の推移、全日制高校への進学率や中学生の進路希望と進学実績の状況、県立高校と私立高校の定員の充足状況等を資料として、募集定員や公私比率に関する全国の状況（※1，※2）も参考にしながら協議を行いました。また、令和2年度に高等学校等就学支援金制度が拡充されたことにより、生徒の選択の幅が広がったことや、制度のさらなる充実について意見が出されました。

※1 それぞれの都道府県で公私比率の設定方法や学校規模・配置は違うものの、令和2年度の全国の募集定員の公私比率（学校基本調査より）は64.0%:36.0%であり、三重県（約177万人）を含む人口150万人以上200万人未満の8県（福島、栃木、群馬、岐阜、三重、岡山、熊本、鹿児島）の募集定員を合計した公私比率は70.5%:29.5%である。

※2 令和2年度の募集定員総数に占める公私合わせた総欠員数の割合の全国平均（学校基本調査より）は8.6%であり、三重県は3.4%である。

また、公私協での意見を受け、県内全日制高校入学見込み人数の算定に用いる進学率について、各地域の全日制高校入学者の流出入の状況と募集定員について、県立高校の入学者選抜における再募集についても協議を行いました。

(1) 県全体の状況

①募集定員総数と公私比率の推移【資料1】

平成31年度から令和3年度までの各年度の募集定員総数については、平成31年度は前年度と比較して610人の減となり、県立高校で520人、私立高校で90人を減じました。令和2年度は320人の減を、すべて県立高校で減じました。令和3年度は655人の減となり、県立高校で640人、私立高校で15人を減じました。したがって、募集定員総数はこの3年間で1,585人の減となり、県立高校で1,480人、私立高校で105人を減じました。

公私比率については、平成30年度の77.3:23.1から令和3年度には75.6:25.0となり、3年間で県立高校の比率が1.7ポイント低下し、私立高校の比率が1.9ポイント上昇しました。

②中学校卒業者の進路状況の推移【資料2】

全日制高校への進学率は年々低下しており、平成30年3月卒業者が89.8%であったのに対し、令和3年3月卒業者は88.9%と3年間で0.9ポイント低下しました。このうち、県内の全日制高校への進学率が87.1%から86.5%へと3年間で0.6ポイント低下したのに対し、県外の全日制高校への進学率は、2.5%程度で大きな変化は見られませんでした。また、定時制高校と高等専門学校への進学率は、3年間で大きな変化がなかったのに対し、通信制高校への進学率は年々上昇し、3.5%から4.9%へと3年間で1.4ポイント上昇しました。

このように、通信制高校への進学率の上昇が、全日制高校への進学率の低下に影響を与えています。不登校を経験した生徒や特別な支援を必要とする生徒からのニーズが高まっていることや、全日制高校と同じように毎日通学できる全日型コースの人気の高まっていることが背景として考えられます。通信制高校への進学者のうち、私立高校への進学者が9割を超えており、その約半数が県外に本校がある広域通信制高校への進学者となっています。

③中学生の進路希望状況と進学実績【資料3】

進路希望状況と進学実績をみると、7月から12月にかけて、体験入学や進路説明会等を経て、生徒の進路希望がだんだんと固まっていく様子が見えてきます。令和3年3月卒業者の全日制高校への進学希望者は12月時点で90.0%でしたが、進学実績は88.9%で1.1ポイント低下しています。その内訳を見ると、県内県立高校へは、12月時点で70.8%の生徒が希望しており、進学実績は65.5%で5.3

ポイント低下しています。県内私立高校へは、12月時点で16.8%の生徒が希望しており、進学実績は21.0%で4.2ポイント上昇しています。同様に12月時点と進学実績とを比較すると、高等専門学校については0.2ポイント低下していますが、定時制高校では0.4ポイント、通信制高校では0.9ポイント上昇しています。このことから、全日制高校や高等専門学校への進学を希望していた生徒の一部が、受験までの段階で希望が変わったり、受験を経て定時制高校や通信制高校へと進学したりしている状況が分かります。

全日制高校入学見込み人数の算出に用いる計画進学率については、12月の進路希望状況調査における全日制高校への進学希望者の割合を過去5か年平均した値を使用しています。近年、全日制高校への進学希望者の割合が低下傾向にあることなどから、計画進学率と実績進学率との差が大きくなっています。

【表1】は公私比率の計画値（公私の募集定員の比率）と実績値（公私の入学者数の比率）の推移を表しています。募集定員総数は、県立高校と私立高校が互いに切磋琢磨して特色化・魅力化が図られるよう、県内全日制高校入学見込み人数よりも一定数多く設定しており、当該分は公私双方の募集定員（重なり）として扱っています。この重なり部分の入学者については、平成31年度以前は県立高校へ入学する傾向にありましたが、令和2年度と令和3年度は公私双方に入学しています。

【表1】公私比率の計画値と実績値の推移

入学年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度
公私比率【計画値】 (重なり)	77.3 : 23.1 (0.4)	77.0 : 23.5 (0.5)	76.8 : 24.0 (0.8)	75.6 : 25.0 (0.6)
公私比率【実績値】 (計画値との差)	77.9 : 22.1 (0.6 : ▲1.0)	77.8 : 22.2 (0.8 : ▲1.3)	76.5 : 23.5 (▲0.3 : ▲0.5)	75.3 : 24.7 (▲0.3 : ▲0.3)

※公私比率（計画値）の合計が100を上回るのは、県内全日制入学見込人数に対して、県立高校と私立高校の募集定員に重なりを設けているためである。

なお、県内県立高校への進学者の中には、再募集を受検して入学する生徒がいます。再募集については、生徒にとって進路選択の機会の1つとなっている一方で、新年度直前に入学辞退者が出ることによる私立高校への影響が指摘されています。

(2) 地域ごとの状況

【資料4】 募集定員と公私比率の推移（地域別）

【資料5】 部会提言における各地域の公私比率の方向性と推移

【資料6】 県内全日制高校への進学者数と進学率の推移（地域別）

【資料7】 全日制高校進学者の地域間の移動状況

【資料8】 全日制高校入学者・欠員・充足率の推移（地域別）

①桑名・四日市地域

平成31年度から令和3年度までの募集定員は、県立高校で440人減、私立高校で6人減となりました。公私比率は、県立高校の比率が1.8ポイント低下、私立高校の比率が1.8ポイント上昇して76.7:23.3となり、提言で示された「県立高校の比率がやや低く、私立高校の比率がやや高く」という方向性に沿った状況となりました。

この地域には県立高校が16校、私立高校が4校あり、全日制高校における多様な選択肢が保障されています。この地域の中学校卒業者の県内全日制高校への進学率は86.1%から85.6%へと0.5ポイント低下する一方で、通信制高校への進学率は上昇しました。

令和3年3月卒業者の全日制高校進学者の地域間の移動状況を見ると、この地域の中学校からの全日制高校進学者のうち、89.8%が地域内、10.2%が地域外の全日制高校に進学しています。地域外の主な内訳は、鈴鹿・津地域へ5.9%、愛知県など県外へ3.6%となっています。この地域では、他地域への流出者より他地域からの流入者のほうが多く、地域間流出入率（注1）は103.8%でした。

欠員の状況を見ると、県立高校では令和2年度まではほぼ定員を充足していたものの、令和3年度に88名の欠員が生じました。また、私立高校では平成31年度と令和2年度には4校合わせて200人程度の欠員が生じていましたが、令和3年度の欠員は39人となりました。

（注1）地域内の全日制高校への入学者（県外および県内他地域からの入学者も含む）を地域内中学校から全日制高校への進学者数（県外および県内他地域への進学者も含む）で割った値を表す。

②鈴鹿・津地域

平成31年度から令和3年度までの募集定員は、県立高校で375人減、私立高校で39人減となりました。公私比率は、県立が1.6ポイント低下、私立が1.6ポイント上昇して73.1:26.9となり、提言に示された「県立高校の比率がやや低く、私立高校の比率がやや高く」という方向性に沿った状況となりました。

この地域には県立高校が14校、私立高校が3校あり、全日制高校における多様な選択肢が保障されています。県内全日制高校への進学率は、年度によってやや高くなったり低くなったりするものの、86.7%から86.9%へと0.2ポイント上昇

しました。地域間の移動状況を見ると、80.3%が地域内、19.7%が地域外に進学しています。地域外の主な内訳は、桑名・四日市地域へ12.2%、松阪地域へ3.6%となっています。この地域では流入者よりも流出者の方が多く、地域間流出率は97.9%でした。

欠員の状況を見ると、毎年公私合わせて120人程度の欠員が生じており、平成30年度と平成31年度はほぼ私立高校で欠員が生じていましたが、令和2年度と令和3年度は公私でおおよそ同数の欠員を生じています。

③松阪地域

平成31年度から令和3年度までの募集定員は、県立高校で160人減、私立高校で10人減となりました。公私比率は、県立が2.8ポイント低下、私立が2.8ポイント上昇して65.4:34.6となり、提言に示された「県立高校と私立高校の比率が大きく変わらないように」という方向性とは異なる状況となりました。

この地域には県立高校が6校、私立高校が1校あり、全日制高校における多様な選択肢が保障されています。県内の全日制高校への進学率は90.5%から88.7%と1.8ポイント低下する一方で、県外の全日制高校や通信制高校への進学率が増加しています。地域間の移動状況を見ると、63.8%が地域内、36.2%が地域外に進学しています。地域外の主な内訳は、鈴鹿・津地域へ17.9%、伊勢地域へ16.1%となっています。この地域は流入・流出とも大きい地域となっていますが、全体としては流入者よりも流出者の方が多く、地域間流出率は93.9%でした。

欠員の状況を見ると、県立高校では令和2年度の79人を除くと、毎年20人程度の欠員が生じている一方で、私立高校へは募集定員を超過して入学している状況があります。

④伊勢地域

平成31年度から令和3年度までの募集定員は、県立高校で240人減、私立高校で35人減となりました。公私比率は県立が2.2ポイント低下、私立が2.2ポイント上昇して70.5:29.5となり、提言で示された「県立高校と私立高校の比率が大きく変わらないように」という方向性と異なる状況となりました。

この地域には県立高校が9校、私立高校が2校あり、全日制高校における多様な選択肢が保障されています。県内全日制高校への進学率は89.7%から89.4%と0.3ポイント低下し、県外の全日制高校や通信制高校への進学者が増加しました。地域間の移動状況を見ると、84.7%が地域内、15.3%が地域外の全日制高校に進学しており、地域外の主な内訳は松阪地域へ11.7%となっています。この地域は流出者よりも流入者の方が多く、地域間流出率は106.5%でした。

欠員の状況を見ると、県立高校で毎年100人前後の欠員が生じている一方で、私立高校へは毎年募集定員を超過して入学している状況があります。

⑤伊賀地域

平成 31 年度から令和 3 年度までの募集定員は、県立高校で 120 人減、私立高校で 15 人減となりました。その結果、公私比率は 87.0 : 13.0 と県立で 0.2 ポイント低下、私立で 0.2 ポイント上昇し、提言で示された「県立高校と私立高校の比率が大きく変わらないように」という方向性に沿った状況となりました。

この地域には、県立高校が 5 校、私立高校が 1 校ありますが、私立高校への進学者のほとんどは系列中学校からの内部進学者であり、全日制高校における多様な選択肢の保障には、県立高校が大きな役割を果たしています。県内全日制高校への進学率は 84.1%から 82.1%と 2.0 ポイント低下しており、通信制高校への進学者が増加しています。地域間の移動状況を見ると、80.5%が地域内、19.5%が地域外に進学しています。地域外の主な内訳は、鈴鹿・津地域へ 9.8%、関西圏などの県外へ 5.6%となっています。この地域への流入者は少なく、地域間流入率は 87.0%でした。

欠員の状況を見ると、私立高校で毎年欠員を生じている一方で、県立高校は毎年ほぼ定員を充足しています。

⑥尾鷲・熊野地域

この地域には私立高校がないことから、平成 31 年度から令和 3 年度までの募集定員 145 人の減をすべて県立高校で減じました。

この地域には県立高校が 3 校あり、普通科に加えて専門学科や総合学科を設置することなどにより、全日制高校における多様な選択肢を保障しています。県内全日制高校への進学率は 87.4%から 85.7%と 1.7 ポイント低下し、通信制高校への進学者が増加しています。地域間の移動状況を見ると、81.3%が地域内、18.7%が地域外に進学しています。地域外の主な内訳は、和歌山県などの県外へ 7.3%、松阪地域へ 6.3%となっています。この地域への流入者はほとんどなく、地域間流入率は 82.8%でした。

欠員数については、平成 30 年度には 100 人を超えていましたが、平成 31 年度と令和 2 年度は 70 人台、令和 3 年度は 20 人となっています。

3 令和 9 年度までの公私比率等について

中学校卒業者数は、令和 4 年 3 月には前年度から一旦増加するものの、令和 4 年 3 月から令和 9 年 3 月までの 5 年間で、約 1,000 人減少することが見込まれます。また、令和 10 年 3 月以降は、さらに急激な減少が予測されています。このような中であっても、本県の高等学校が次代を担う三重の子どもたちにとって魅力ある学びの場であり続けられるよう、県立高校と私立高校が切磋琢磨して取り組むことが大切です。

今後も中学生の進路を保障するという観点を重視し、県立高校と私立高校の双方により高校教育の多様な選択肢の維持・充実を図りながら、県民の理解が得られるよう、以下に示すように募集定員を策定することが求められます。

(参考)【資料9】 中学校卒業生数の推移と予測

(1) 毎年度の募集定員総数の策定

県内全日制高校への進学率は、通信制高校への進学率の高まり等により低下傾向にあり、定時制高校、高等専門学校や県外全日制高校への進学については、大きな変化はないものの年度によって異なる状況がありました。また、新型コロナウイルス感染症の拡大など、今後も予測できない環境の変化により中学校卒業生の進路状況に影響を与えることも考えられます。

これらのことから、今後の募集定員総数についても、できる限り正確な中学校卒業生数の増減予測をふまえて、中学生の進路状況を検証しながら、生徒のニーズや社会の変化に柔軟に対応できるよう、毎年度公私協の場で協議を行い策定する必要があります。

近年、全日制高校への進学希望者の割合が年々減少していることなどから、計画進学率と実績進学率との差が大きくなり、募集定員総数の充足率は以前より低くなっています。募集定員総数の策定にあたっては、生徒一人ひとりの希望や適性に合った進路を保障することを基本としつつ、中学生の進路選択が多様化している状況にも適切に対応していく必要があります。

(2) 全日制高校の特色化と魅力化について

近年、通信制高校への進学希望者が増え、全日制高校への進学率は年々低下しています。当初は全日制高校への進学を希望していたものの、受験までの段階や受験を経ていく中で、最終的に通信制高校等へ進路変更をした生徒も一定数ありました。また、定員が充足していない中、隣接県の高校への進学者が比較的多い地域もあります。

これらのことから、中学生が高校を選択する際に重視する特色や魅力をふまえ、全日制高校は集団の中で多様な考えに触れ、互いに切磋琢磨できる教育活動を強みとしながら、県立高校は活性化計画に基づき、私立高校は建学の精神に基づいて、公私双方がより一層の特色化・魅力化を図るとともに、これまで以上に多様な生徒を受け入れるよう努め、生徒・保護者の幅広い学習ニーズに応える公教育の役割を果たしていく必要があります。

(3) 公私比率等のあり方と方向性について

県立高校と私立高校がともに魅力ある学校づくりを進め、公私双方で生徒・保護者の幅広い学習ニーズに応えながら、中学校卒業生数の減少に適切に対応していくためには、今後の公私比率を確定的に定めるものではないものの、その方向性を明らかにする必要があります。

県立高校は、県内の広域にわたり学校を設置し、普通科や専門学科、総合学科を設置するなど多様な選択を可能にしています。私立高校は、生徒急増期に中学生の進路保障に大きな役割を果たした経緯があり、設置者独自の建学の精神に基づき、県立高校にはない個性豊かで特色ある教育活動を、経営の安定に努めながら展開しています。このように、公私で担うべき役割や特性がそれぞれあることから、中学校卒業生数の減少の中にあっても、公私が協調して協議を行って募集定員総数を策定し、子どもたちの選択肢の維持・充実を図る必要があります。

中学校卒業生数は、令和9年度までの5年間に県全体で約1,000人減少することが見込まれますが、それぞれの地域における中学校卒業生数の増減の状況、県立高校と私立高校の設置数や学校規模、中学生の進路状況などは異なります。これらを勘案すると、各地域の公私比率については、地域間の生徒の移動はあるものの、桑名・四日市地域、鈴鹿・津地域、伊勢地域では、令和9年度には現在と比較して県立高校の比率がやや低く、私立高校の比率がやや高くなるように、松阪地域、伊賀地域では、県立高校と私立高校の比率が現在と大きく変わらないように策定されることが適切です。(※尾鷲・熊野地域は私立高校がないため県立高校のみで生徒減に対応)。その結果、県全体の公私比率については、県立高校の比率がやや低く、私立高校の比率がやや高くなり、中学生の進路希望や進路状況などが毎年度変化することから正確に予測することは難しいものの、令和9年度には県立高校が74.0～74.5%程度、私立高校が26.0～26.5%程度となることを見込まれます。

募集定員総数が策定された後は、地域ごとの進学率や地域間の移動状況を考慮した全日制高校入学見込み人数の増減を基本に、各地域における中学生の進路状況、学科の配置や欠員等を勘案し、県立高校と私立高校それぞれが学校ごとの募集定員を策定することが求められます。

4 令和10年度以降の公私比率等について

令和10年3月以降の中学校卒業生数は、令和4年3月から令和9年3月までと比べて急激な減少が続くことが予測されます。令和10年度以降の公私比率等の方向性については、ここに提言として示した公私比率等の方向性をふまえて策定した令和9年度までの募集定員や中学生の進路希望と進路状況、各地域において高校教育の多様な選択肢の維持・充実や学校の特色化・魅力化が図られているか等の観点から検証を行ったうえで、改めて検討する必要があります。

募集定員と公私比率の推移(県全体)

資料 1

	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度
中学校卒業見込者数(人)	17,459	16,823	16,489	15,781
計画進学率(%)	92.0	91.8	91.5	91.0
流出入率(%)	98.6	98.5	98.4	99.1☆
県内全日制高校入学見込者数(人)	15,837	15,212	14,846	14,232
県立(人)	12,240	11,720	11,400	10,760
前年度比	—	▲ 520	▲ 320	▲ 640
平成30年度比	—	▲ 520	▲ 840	▲ 1,480
私立(人)	3,660	3,570	3,570	3,555
前年度比	—	▲ 90	±0	▲ 15
平成30年度比	—	▲ 90	▲ 90	▲ 105
計(人)	15,900	15,290	14,970	14,315
前年度比	—	▲ 610	▲ 320	▲ 655
平成30年度比	—	▲ 610	▲ 930	▲ 1,585
公私比率(%) 県立：私立	77.3：23.1	77.0：23.5	76.8：24.0	75.6：25.0
募集定員の公立・私立の重なり(人)	63	78	124	83
重なり(%)	0.4	0.5	0.8	0.6

※愛農学園・青山の私立2校の募集定員を除く

※計画進学率：中学3年生の全日制高校への進路希望調査(12月)の過去5年間の平均値

※流出入率：県外中学生の県内高校進学と、県内中学生の県外高校進学の流出入の割合の過去5年間の平均値(平成30年度以前は3年の平均値)

☆令和3年度の算定にあたっては、新型コロナウイルス感染症の影響により、経済的事情、生活の安全確保、移動制限による不便などで県内から他県への進学人数が減少する場合に備え、県内での進学先を保障できるよう、過去10年間で県外全日制高校への進学者が最小(336人)であった平成22年3月卒業者の流出入率99.1%を用いることとした。従来の算出によると98.4となる。

資料 2

中学校卒業者の進路状況の推移

卒業年度	中学校 卒業者	全日制高校進学者					計	通信制 高校 進学者	定時制 高校 進学者	高等専門 学校 進学者	特別支援 高等部 進学者	就職 ・ その他
		県内		県外		計						
		県立	私立	公立	公私立							
平成29年度	17,458	11,875 68.0%	3,328 19.1%	15,203 87.1%	477 2.7%	15,680 89.8%	613 3.5%	355 2.0%	419 2.4%	166 1.0%	225 1.3%	
平成30年度	16,811	11,436 68.0%	3,191 19.0%	14,627 87.0%	431 2.6%	15,058 89.6%	681 4.1%	351 2.1%	385 2.3%	154 0.9%	182 1.1%	
令和元年度	16,489	10,943 66.4%	3,327 20.2%	14,270 86.5%	433 2.6%	14,703 89.2%	714 4.3%	343 2.1%	360 2.2%	164 1.0%	205 1.2%	
令和2年度	15,777	10,327 65.5%	3,314 21.0%	13,641 86.5%	381 2.4%	14,022 88.9%	770 4.9%	337 2.1%	355 2.3%	142 0.9%	151 1.0%	

資料3

中学生の進路希望状況と進学実績（全日制・定時制・通信制・高等専門学校）

卒業年月			進路希望状況				進学実績		12月との差
			7月		12月				
平成30.3	全日制 高校		16,230	93.1%	15,828	90.7%	15,680	89.8%	▲ 0.9
		県内県立	14,435	82.8%	13,033	74.7%	11,875	68.0%	▲ 6.7
		県内私立	1,505	8.6%	2,348	13.5%	3,328	19.1%	5.6
		県外	290	1.7%	447	2.6%	477	2.7%	0.1
		定時制高校	184	1.1%	309	1.8%	355	2.0%	0.2
		通信制高校	193	1.1%	438	2.5%	613	3.5%	1.0
		高等専門学校	343	2.0%	517	3.0%	419	2.4%	▲ 0.6
		中学校卒業生数	17,441		17,442		17,458		
平成31.3	全日制 高校		15,576	92.7%	15,206	90.5%	15,058	89.6%	▲ 0.9
		県内県立	13,726	81.7%	12,451	74.1%	11,436	68.0%	▲ 6.1
		県内私立	1,526	9.1%	2,360	14.1%	3,191	19.0%	4.9
		県外	324	1.9%	395	2.4%	431	2.6%	0.2
		定時制高校	206	1.2%	303	1.8%	351	2.1%	0.3
		通信制高校	210	1.3%	461	2.7%	681	4.1%	1.4
		高等専門学校	401	2.4%	491	2.9%	385	2.3%	▲ 0.6
		中学校卒業生数	16,795		16,793		16,811		
令和2.3	全日制 高校		15,097	91.6%	14,828	90.0%	14,703	89.2%	▲ 0.8
		県内県立	13,210	80.2%	11,781	71.5%	10,943	66.4%	▲ 5.1
		県内私立	1,589	9.6%	2,631	16.0%	3,327	20.2%	4.2
		県外	298	1.8%	416	2.5%	433	2.6%	0.1
		定時制高校	223	1.4%	301	1.8%	343	2.1%	0.3
		通信制高校	269	1.6%	535	3.2%	714	4.3%	1.1
		高等専門学校	418	2.5%	482	2.9%	360	2.2%	▲ 0.7
		中学校卒業生数	16,477		16,481		16,489		
令和3.3	全日制 高校		14,397	91.3%	14,189	90.0%	14,022	88.9%	▲ 1.1
		県内県立	12,430	78.8%	11,163	70.8%	10,327	65.5%	▲ 5.3
		県内私立	1,645	10.4%	2,651	16.8%	3,314	21.0%	4.2
		県外	322	2.0%	375	2.4%	381	2.4%	0.0
		定時制高校	164	1.0%	265	1.7%	337	2.1%	0.4
		通信制高校	274	1.7%	636	4.0%	770	4.9%	0.9
		高等専門学校	376	2.4%	398	2.5%	355	2.3%	▲ 0.2
		中学校卒業生数	15,775		15,767		15,777		

割合はその時点の中学校卒業（見込み）者数に対する割合を表す。

募集定員と公私比率の推移(地域別)

資料4

	平成30年度		平成31年度		令和2年度		令和3年度		平成30年度からの増減		
	県立	私立	県立	私立	県立	私立	県立	私立	県立	私立	
桑名 四日市	学校数(校)	16	4	16	4	16	4	16	4	0	0
	募集定員(人)	4,320	1,186	4,160	1,180	4,080	1,180	3,880	1,180	▲ 440	▲ 6
	公私比率(%)	78.5	21.5	77.9	22.1	77.6	22.4	76.7	23.3	▲ 1.8	1.8
鈴鹿 津	学校数(校)	14	3	14	3	14	3	14	3	0	0
	募集定員(人)	3,520	1,194	3,400	1,160	3,360	1,160	3,145	1,155	▲ 375	▲ 39
	公私比率(%)	74.7	25.3	74.6	25.4	74.3	25.7	73.1	26.9	▲ 1.6	1.6
松阪	学校数(校)	6	1	6	1	6	1	6	1	0	0
	募集定員(人)	1,160	540	1,120	530	1,080	530	1,000	530	▲ 160	▲ 10
	公私比率(%)	68.2	31.8	67.9	32.1	67.1	32.9	65.4	34.6	▲ 2.8	2.8
伊勢	学校数(校)	9	2	9	2	9	2	9	2	0	0
	募集定員(人)	1,520	570	1,440	540	1,360	540	1,280	535	▲ 240	▲ 35
	公私比率(%)	72.7	27.3	72.7	27.3	71.6	28.4	70.5	29.5	▲ 2.2	2.2
伊賀	学校数(校)	5	1	5	1	5	1	5	1	0	0
	募集定員(人)	1,160	170	1,120	160	1,080	160	1,040	155	▲ 120	▲ 15
	公私比率(%)	87.2	12.8	87.5	12.5	87.1	12.9	87.0	13.0	▲ 0.2	0.2
尾鷲 熊野	学校数(校)	3		3		3		3		0.0	
	募集定員(人)	560		480		440		415		▲ 145	
	公私比率(%)	100.0		100.0		100.0		100.0		0.0	
県全体	学校数(校)	53	11	53	11	53	11	53	11	0	0
	募集定員(人)	12,240	3,660	11,720	3,570	11,400	3,570	10,760	3,555	▲ 1,480	▲ 105
	公私比率(%)	77.3	23.1	77.0	23.5	76.8	24.0	75.6	25.0	▲ 1.7	1.9

※愛農学園・青山の私立2校の募集定員を除く

部会提言（平成30年2月）における各地域の公私比率の方向性と推移

資料5

	中長期的な方向性	公私比率の推移					
		平成30年度		令和3年度		平成30年度からの増減	
		県立	私立	県立	私立	県立	私立
桑名 四日市	県立高校の比率がやや低く 私立高校の比率がやや高く	78.5	21.5	76.7	23.3	▲ 1.8	1.8
鈴鹿 津	県立高校の比率がやや低く 私立高校の比率がやや高く	74.7	25.3	73.1	26.9	▲ 1.6	1.6
松阪	公私の比率が大きく変わらないよう	68.2	31.8	65.4	34.6	▲ 2.8	2.8
伊勢	公私の比率が大きく変わらないよう	72.7	27.3	70.5	29.5	▲ 2.2	2.2
伊賀	公私の比率が大きく変わらないよう	87.2	12.8	87.0	13.0	▲ 0.2	0.2
尾鷲 熊野	県立高校で増減に対応	100.0		100.0		0.0	0.0
県全体		77.3	23.1	75.6	25.0	▲ 1.7	1.9

資料 6

県内全日制高校への進学者数と進学率の推移(地域別)

	卒業年度	中学校 卒業者 (A)	県内全日制進学者			計 (B)	県内全日制 進学率 (B/A)
			県内 県立	県内 私立			
桑名・四日市	平成29年度	5,865	3,986	1,061	5,047	86.1%	
	平成30年度	5,685	3,861	975	4,836	85.1%	
	令和元年度	5,564	3,757	977	4,734	85.1%	
	令和2年度	5,359	3,495	1,092	4,587	85.6%	
鈴鹿・津	平成29年度	5,237	3,477	1,063	4,540	86.7%	
	平成30年度	5,072	3,356	1,056	4,412	87.0%	
	令和元年度	5,102	3,296	1,117	4,413	86.5%	
	令和2年度	4,845	3,105	1,103	4,208	86.9%	
松阪	平成29年度	2,003	1,248	564	1,812	90.5%	
	平成30年度	1,931	1,206	522	1,728	89.5%	
	令和元年度	1,924	1,109	598	1,707	88.7%	
	令和2年度	1,801	1,064	533	1,597	88.7%	
伊勢	平成29年度	2,192	1,471	496	1,967	89.7%	
	平成30年度	2,079	1,390	491	1,881	90.5%	
	令和元年度	1,966	1,255	510	1,765	89.8%	
	令和2年度	1,827	1,162	472	1,634	89.4%	
伊賀	平成29年度	1,549	1,182	120	1,302	84.1%	
	平成30年度	1,503	1,177	112	1,289	85.8%	
	令和元年度	1,449	1,127	105	1,232	85.0%	
	令和2年度	1,429	1,080	93	1,173	82.1%	
尾鷲・熊野	平成29年度	612	511	24	535	87.4%	
	平成30年度	541	446	35	481	88.9%	
	令和元年度	484	399	20	419	86.6%	
	令和2年度	516	421	21	442	85.7%	
県全体	平成29年度	17,458	11,875	3,328	15,203	87.1%	
	平成30年度	16,811	11,436	3,191	14,627	87.0%	
	令和元年度	16,489	10,943	3,327	14,270	86.5%	
	令和2年度	15,777	10,327	3,314	13,641	86.5%	

資料7

全日制高校進学者の地域間の移動状況(令和3年3月卒業生)

<表1> その地域の高校への地域から入学しているか

高校所在地	出身中学校所在地							入学者数 ①	うち流入者数	地域間 流出入率 ①/②
	桑名・四日市	鈴鹿・津	伊賀	松阪	伊勢	尾鷲・熊野	県外等			
桑名・四日市	4,272	521	12	11	12	8	100	4,936	664	103.8%
鈴鹿・津	281	3,428	122	289	22	9	26	4,177	749	97.9%
伊賀	2	49	1,000	3	0	0	27	1,081	81	87.0%
松阪	18	153	34	1,032	194	30	58	1,519	487	93.9%
伊勢	14	57	5	260	1,405	7	19	1,767	362	106.5%
尾鷲・熊野	0	0	0	2	1	388	4	395	7	82.8%
県内へ進学	4,587	4,208	1,173	1,597	1,634	442	234	13,875	2,350	
県外へ進学	170	60	70	21	25	35		381		
全日制進学者計②	4,757	4,268	1,243	1,618	1,659	477		14,022		
②のうち地域外への流出者数	485	840	243	586	254	89		2,497		
全日制以外	602	577	186	183	168	39				
卒業生数	5,359	4,845	1,429	1,801	1,827	516				

中学生がどの地域の高校へ入学したか

※「県外等」には特別支援学校中等部、過年度卒業生を含む

<表2> 表1を割合にしたもの(全日制高校進学者の進学先地域の割合)

高校所在地	出身中学校所在地					
	桑名・四日市	鈴鹿・津	伊賀	松阪	伊勢	尾鷲・熊野
桑名・四日市	89.8%	12.2%	1.0%	0.7%	0.7%	1.7%
鈴鹿・津	5.9%	80.3%	9.8%	17.9%	1.3%	1.9%
伊賀	0.0%	1.1%	80.5%	0.2%	0.0%	0.0%
松阪	0.4%	3.6%	2.7%	63.8%	11.7%	6.3%
伊勢	0.3%	1.3%	0.4%	16.1%	84.7%	1.5%
尾鷲・熊野	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%	0.1%	81.3%
県内へ進学	96.4%	98.6%	94.4%	98.7%	98.5%	92.7%
県外へ進学	3.6%	1.4%	5.6%	1.3%	1.5%	7.3%
地域外への流出者数	10.2%	19.7%	19.5%	36.2%	15.3%	18.7%

全日制高校入学者・欠員・充足率の推移(地域別)

資料8

地域		平成30年度		平成31年度		令和2年度		令和3年度	
		県立	私立	県立	私立	県立	私立	県立	私立
桑名 四日市	学校数(校)	16	4	16	4	16	4	16	4
	募集定員(人)	4,320	1,186	4,160	1,180	4,080	1,180	3,880	1,180
	入学者数(人)	4,315	1,040	4,155	978	4,078	981	3,795	1,141
	欠員(人)	6	146	6	202	2	199	88	39
	充足率(%)	99.9	87.7	99.9	82.9	100.0	83.1	97.8	96.7
鈴鹿 津	学校数(校)	14	3	14	3	14	3	14	3
	募集定員(人)	3,520	1,194	3,400	1,160	3,360	1,160	3,145	1,155
	入学者数(人)	3,509	1,081	3,390	1,051	3,301	1,100	3,091	1,086
	欠員(人)	16	113	10	109	63	60	58	69
	充足率(%)	99.7	90.5	99.7	90.6	98.2	94.8	98.3	94.0
松阪	学校数(校)	6	1	6	1	6	1	6	1
	募集定員(人)	1,160	540	1,120	530	1,080	530	1,000	530
	入学者数(人)	1,136	568	1,103	591	1,001	624	971	548
	欠員(人)	24	▲ 28	17	▲ 61	79	▲ 94	29	▲ 18
	充足率(%)	97.9	105.2	98.5	111.5	92.7	117.7	97.1	103.4
伊勢	学校数(校)	9	2	9	2	9	2	9	2
	募集定員(人)	1,520	570	1,440	540	1,360	540	1,280	535
	入学者数(人)	1,430	621	1,354	579	1,268	623	1,161	606
	欠員(人)	91	▲ 51	86	▲ 39	92	▲ 83	120	▲ 71
	充足率(%)	94.1	108.9	94.0	107.2	93.2	115.4	90.7	113.3
伊賀	学校数(校)	5	1	5	1	5	1	5	1
	募集定員(人)	1,160	170	1,120	160	1,080	160	1,040	155
	入学者数(人)	1,122	84	1,119	87	1,047	73	1,030	51
	欠員(人)	38	86	1	73	33	87	10	104
	充足率(%)	96.7	49.4	99.9	54.4	96.9	45.6	99.0	32.9
尾鷲 熊野	学校数(校)	3		3		3		3	
	募集定員(人)	560		480		440		415	
	入学者数(人)	456		408		366		395	
	欠員(人)	104		72		74		20	
	充足率(%)	81.4		85.0		83.2		95.2	
県全体	学校数(校)	53	11	53	11	53	11	53	11
	募集定員(人)	12,240	3,660	11,720	3,570	11,400	3,570	10,760	3,555
	入学者数(人)	11,968	3,394	11,529	3,286	11,061	3,401	10,443	3,432
	欠員(人)	279	266	192	284	343	169	325	123
	充足率(%)	97.8	92.7	98.4	92.0	97.0	95.3	97.1	96.5

※愛農学園・青山の私立2校の募集定員を除く

※県外からの入学者、過年度卒を含む

三重県 中学校卒業者数の推移と予測(含社会増減)

資料9①

令和3年5月1日 教育政策課調べ

桑名	卒業者数 前年度対比	H 30.3 卒業	H 31.3 卒業	R 2.3 卒業	R 3.3 卒業	R 4.3 現中3	R 5.3 現中2	R 6.3 現中1	R 7.3 現小6	R 8.3 現小5	R 9.3 現小4	R 10.3 現小3	R 11.3 現小2	R 12.3 現小1
桑名		2,021	2,048	1,986	1,941	1,968	1,983	1,951	1,979	1,918	1,920	1,868	1,844	1,808
	R3.3対比		27	-62	-45	27	15	-32	28	-61	2	-52	-24	-36
四日市		3,844	3,637	3,578	3,418	3,636	3,442	3,433	3,418	3,503	3,373	3,335	3,248	3,110
	前年度対比		-207	-59	-160	218	-194	-9	-15	85	-130	-38	-87	-138
	R3.3対比				218	218	24	15	0	85	-45	-83	-170	-308
小計		5,865	5,685	5,564	5,359	5,604	5,425	5,384	5,397	5,421	5,293	5,203	5,092	4,918
	前年度対比		-180	-121	-205	245	-179	-41	13	24	-128	-90	-111	-174
	R3.3対比				245	245	66	25	38	62	-66	-156	-267	-441
鈴鹿		2,553	2,458	2,416	2,259	2,413	2,219	2,427	2,253	2,221	2,207	2,071	2,103	2,087
	前年度対比		-95	-42	-157	154	-194	208	-174	-32	-14	-136	32	-16
	R3.3対比				154	154	-40	168	-6	-38	-52	-188	-156	-172
津		2,684	2,614	2,686	2,586	2,516	2,666	2,615	2,496	2,503	2,443	2,399	2,360	2,314
	前年度対比		-70	72	-100	-70	150	-51	-119	7	-60	-44	-39	-46
	R3.3対比					-70	80	29	-90	-83	-143	-187	-226	-272
伊賀		1,549	1,503	1,449	1,429	1,440	1,398	1,385	1,356	1,315	1,332	1,285	1,237	1,192
	前年度対比		-46	-54	-20	11	-42	-13	-29	-41	17	-47	-48	-45
	R3.3対比				-20	11	-31	-44	-73	-114	-97	-144	-192	-237
小計		6,786	6,575	6,551	6,274	6,369	6,283	6,427	6,105	6,039	5,982	5,755	5,700	5,593
	前年度対比		-211	-24	-277	95	-86	144	-322	-66	-57	-227	-55	-107
	R3.3対比				-277	95	9	153	-169	-235	-292	-519	-574	-681
松阪		2,003	1,931	1,924	1,801	1,842	1,931	1,847	1,856	1,791	1,772	1,742	1,560	1,607
	前年度対比		-72	-7	-123	41	89	-84	9	-65	-19	-30	-182	47
	R3.3対比				-123	41	130	46	55	-10	-29	-59	-241	-194
伊勢		2,192	2,079	1,966	1,827	1,879	1,927	1,737	1,768	1,723	1,737	1,598	1,563	1,612
	前年度対比		-113	-113	-139	52	48	-190	31	-45	14	-139	-35	49
	R3.3対比				-139	52	100	-90	-59	-104	-90	-229	-264	-215
尾鷲		281	237	228	242	248	218	212	192	192	203	162	170	143
	前年度対比		-44	-9	14	6	-30	-6	-20	0	11	-41	8	-27
	R3.3対比				14	6	-24	-30	-50	-50	-39	-80	-72	-99
熊野		331	304	256	274	270	262	264	231	239	233	240	258	204
	前年度対比		-27	-48	18	-4	-8	2	-33	8	-6	7	18	-54
	R3.3対比				18	-4	-12	-10	-43	-35	-41	-34	-16	-70
小計		4,807	4,551	4,374	4,144	4,239	4,338	4,060	4,047	3,945	3,945	3,742	3,551	3,566
	前年度対比		-256	-177	-230	95	99	-278	-13	-102	0	-203	-191	15
	R3.3対比				-230	95	194	-84	-97	-199	-199	-402	-593	-578
県内合計		17,458	16,811	16,489	15,777	16,212	16,046	15,871	15,549	15,405	15,220	14,700	14,343	14,077
	前年度対比		-647	-322	-712	435	-166	-175	-322	-144	-185	-520	-357	-266
	R3.3対比				-712	435	269	94	-228	-372	-557	-1,077	-1,434	-1,700

資料9②

三重県中学校卒業生数の推移と予測(含社会増減) グラフ

令和3年5月1日 教育政策課調べ



3 今後の文化振興施策について

1 現状及び課題

本県は、豊かな自然や歴史・文化を有するとともに、東海道など数々の街道での交流を通じた個性豊かで多様な文化を育んできました。

こうした三重の文化の特色をふまえ、平成26年11月に「新しいみえの文化振興方針」（以下「方針」という。）を策定し、令和5年度までを計画期間として、文化や生涯学習の振興に加え、観光など多様な分野と連携を図りながら文化振興施策を推進しています。

しかし、方針策定から7年が経過し、この間、人口減少や少子高齢化により文化を担い継承する人材の不足が進み、また、コロナ禍により文化活動が停滞するなど、文化を取り巻く社会環境が大きく変化しました。

一方、国では平成29年以降「文化芸術基本法」や「文化財保護法」の改正を行うなど、文化振興施策に関する法整備を進めてきており、現在においても、博物館の役割が多様化・高度化している状況をふまえ、「博物館法」の改正が検討されています。

次期文化振興施策について、こうした社会環境の変化や国の動きをふまえつつ、その方向性を検討する必要があります。

2 取組方向

次代を担う文化の担い手の育成や新型コロナウイルス感染症の収束後を見据えた文化振興施策は、継続的に推進していく必要があります。このため、次期施策の取組方向について、文化団体など文化に関わるさまざまな主体の意見を聞きながら、基本理念や県等の責務・役割などの基本となる事項を定めた「三重県文化振興条例（仮称）」の制定とともに、条例に基づいて施策の総合的かつ効果的な推進を図るため「三重県文化振興計画（仮称）」の策定に向け取り組みます。

これらの取組により、県民の皆さんが主体的に文化にふれ親しみ、学びたい時に学ぶことができる環境づくりを進め、心豊かな社会と活力ある地域づくりをめざします。

3 今後の予定

令和4年3月	環境生活農林水産常任委員会	（今後の文化振興施策）
5月	第1回 三重県文化審議会	（諮問）
6月	環境生活農林水産常任委員会	（条例制定の考え方）
8月	第2回 三重県文化審議会	
10月	第3回 三重県文化審議会	
	環境生活農林水産常任委員会	（条例中間案）
	パブリックコメントの実施	
12月	第4回 三重県文化審議会	（答申）
	環境生活農林水産常任委員会	（条例最終案）
令和5年2月	議案（条例案）提出	

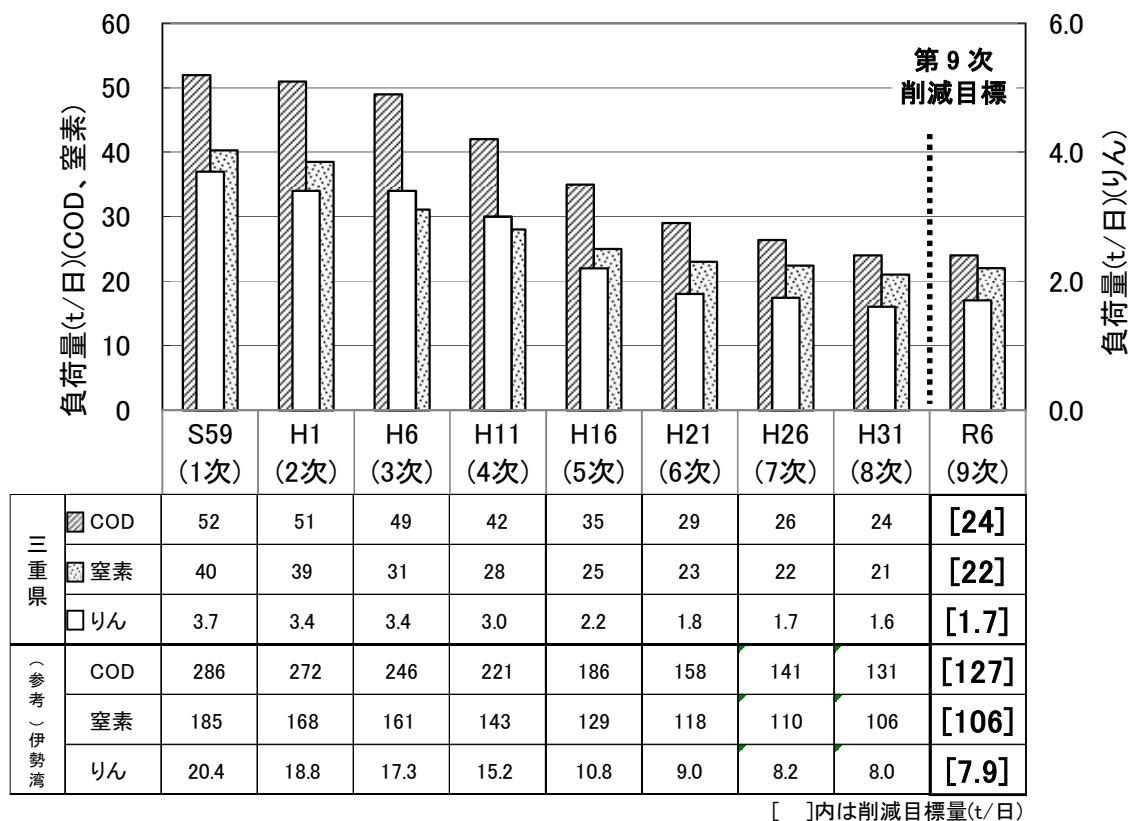
4 第9次水質総量削減計画（中間案）について

1 水質総量削減制度

水質総量削減制度は、東京湾や伊勢湾等の人口、産業の集中等により汚濁が著しい広域的な閉鎖性海域の水質汚濁を防止するための制度であり、昭和53年に「水質汚濁防止法」の改正により導入されました。

この制度においては、環境大臣が、化学的酸素要求量（COD）、窒素及びりん（りん）の削減目標量、目標年度等を総量削減基本方針として定め、これに基づき、関係都府県知事が、削減目標量を達成するための総量削減計画を定めることとされています。

水質が悪化した伊勢湾においても「きれいさ」をめざして、これまで8次にわたる汚濁負荷削減対策に取り組んできました。その結果、伊勢湾に流入する汚濁負荷量は、制度導入当初と比べて半分程度まで減少しています。しかし、近年では、漁獲量の減少に伴い、海域の「豊かさ」の重要性が指摘されるようになり、平成29年6月に策定した第8次水質総量削減計画では、流入する汚濁負荷量の削減に加え、新たに「きれいで豊かな海」という観点を取り入れて総合的な水環境改善対策に取り組んでいます。



汚濁負荷量削減の推移

2 国の動向

令和3年3月に環境省が設置する中央環境審議会から答申のあった「第9次水質総量削減の在り方」では、伊勢湾においても従来の汚濁負荷量の「総量規制」から、海域の状況に応じたよりきめ細かな「水環境管理」への移行が必要であるとされました。

また、令和4年1月に環境省から示された「化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減基本方針（伊勢湾）」（以下「基本方針」という。）では、近年の水環境の改善状況と生物生産性の低下等を考慮し、伊勢湾においては、窒素及びりんの環境基準の達成状況を維持しながら、生物生産においても望ましい水質をめざしつつ、貧酸素水塊の発生抑制等の観点から水環境改善を図る必要があるとされました。

3 三重県環境審議会（水質部会）における審議状況

国から示された基本方針に基づき、令和6年度を目標年度とする第9次水質総量削減計画の策定及び総量規制基準の改定を行うため、令和3年3月に三重県環境審議会へ諮問を行い、現在、専門部会で審議が進められています。部会では、「規制」から「管理」への転換をという方向性を新たに導入し、今後取り組むべき対策が検討されています。

（1）第9次水質総量削減計画（案）における削減目標量及び目標達成のための取組

第9次水質総量削減計画（案）では、栄養塩類の減少による生物生産性の低下を改善するための各種取組を実施していくこととしており、「きれいで豊かな海」の実現に向けて、窒素及びりんの削減目標量を発生源ごとに次のとおり見直しています。

伊勢湾における県別削減目標量(トン/日)

	COD	窒素	りん
岐阜県	33	29	1.8
愛知県	70	55	4.4
三重県	24	22	1.7
伊勢湾	127	106	7.9

三重県における発生源別の削減目標量(トン/日)

	COD	窒素	りん
生活系	11 (11)	8 (7)	0.8 (0.7)
産業系	10 (10)	4 (4)	0.6 (0.6)
その他	3 (3)	10 (10)	0.3 (0.3)
計	24 (24)	22 (21)	1.7 (1.6)

削減目標量の数値は、COD及び窒素は1トン単位、りんは0.1トン単位で記載しています。※()内は令和元年度の実績値

生活系:生活排水やし尿処理場等の生活に起因する発生源

産業系:工場・事業場等の産業活動に起因する発生源

その他:田畑、畜産農業、養殖漁業等のその他に起因する発生源

また、計画の目標を達成するため、さまざまな主体との連携のもと、主に次のような取組を推進していきます。

①下水処理場の栄養塩類管理運転の試行とその効果の検証

公的機関が管理する下水処理場において、窒素及びりんを基準の範囲内でできるだけ多く排出するなどの栄養塩類管理運転を試行し、その効果については、環境生活部、農林水産部及び県土整備部の3部連携のもと、調査検証を行います。

②藻場、干潟及び浅場の保全・再生等の推進

海域の栄養塩類を湾内の豊かな生物生産につなげていくため、藻場、干潟及び浅場を保全するとともに、再生・創出を推進します。

農林水産部と連携し、定期的に藻場、干潟の分布状況に関する調査を実施するなど、「伊勢・三河湾海域干潟ビジョン」に基づいた取組を計画的に進めます。

(2) 総量規制基準の改定

工場・事業場が一日に排出する汚濁負荷量の許容限度（総量規制基準）については、令和3年10月の環境省告示で示された基準の範囲内において、業種や排水量等の区分ごとに改定作業を行います。

近年の伊勢湾における栄養塩類の減少に対して、下水処理場の栄養塩類管理運転により海域へ窒素及びりんが柔軟に供給できるよう、下水道業の基準については国が定めた範囲の上限となるよう見直します。

例) 高度処理施設を有する県流域下水処理場

- ・窒素： 10mg/L（現行） → 20mg/L（改定後）
- ・りん： 1mg/L（現行） → 2mg/L（改定後）

3 今後の予定

令和4年3月	三重県環境審議会（中間案の審議）
3月～4月	パブリックコメント
6月頃	三重県環境審議会水質部会（最終案の審議）
7月頃	三重県環境審議会からの答申
8月頃	関係市町からの意見聴取、環境省との協議
9月頃	計画等の策定・公表

5 三重県生活環境の保全に関する条例で定める指定施設の見直しについて

1 経緯

(1) 大気汚染防止法施行令の改正

内閣府に設置された「再生可能エネルギー等に関する規制等の総点検タスクフォース」による規制の点検において、産業界から国に対して「大気汚染防止法」の規制対象となるボイラーの規模要件を「燃料の燃焼能力」のみによる規制にすべきと要望がなされました。これを受けて環境省は、学識経験者等で構成する検討会での審議をふまえ、規制対象となるボイラーの規模要件について、これまでの「伝熱面積（熱を伝える部材の表面積が 10 m²以上）」及び「バーナーの燃料の燃焼能力（50L/時以上）」から、「燃料の燃焼能力」のみの要件に変更しました（令和 4 年 10 月施行）。

(2) 騒音規制法施行令及び振動規制法施行令の改正

長野県知事から内閣府規制改革・行政改革担当大臣に対し、圧縮機（塗料の吹き付けや空気圧を利用した工具等に用いられるコンプレッサー）の性能が向上している一方、「騒音規制法及び振動規制法（以下「法」という。）」の規制基準は長い間改正されていないとして、技術革新をふまえた規制基準の見直しを行うよう要望がなされました。これを受けて環境省は、学識経験者等で構成する検討会での審議をふまえ、発生する騒音・振動の大きさが一定以下の圧縮機については、生活環境保全上問題ないものとして規制対象外としました（令和 4 年 12 月施行）。

2 課題

本県では、公害の防止、環境への負荷低減等を図るため、「三重県生活環境の保全に関する条例」（以下「県条例」という。）及び県条例施行規則（以下「規則」という。）において「指定施設」を定め、各種法令で規制対象となっていない施設の規制を行っています。

【参考】県条例で定める「指定施設」について

県条例第 2 条第 11 号

工場等に設置される施設のうち、ばい煙、炭化水素系物質、粉じん、汚水、騒音、振動又は悪臭物質を発生し、排出し、飛散させ、又は貯蔵する施設であって規則で定めるものをいう。

<規則で定める指定施設>

ばい煙	ボイラー、金属の精製又は鋳造の用に供する溶解炉など、22 種類の施設
騒音	空気圧縮機、金属製品の製造又は加工の用に供するせん断機など、35 種類の施設
振動	圧縮機、金属製品の製造又は加工の用に供するせん断機など、22 種類の施設

(1) 大気汚染防止法施行令の改正を受けて

県条例及び規則では、「大気汚染防止法」の規制対象とならない小規模なボイラーを「指定施設」とし、規制対象としています。今回の法施行令改正により、県条例で定める規模要件を上回る施設が規制対象にならず、不整合が生じることから、県条例における規制のあり方を検討する必要があります。(図)

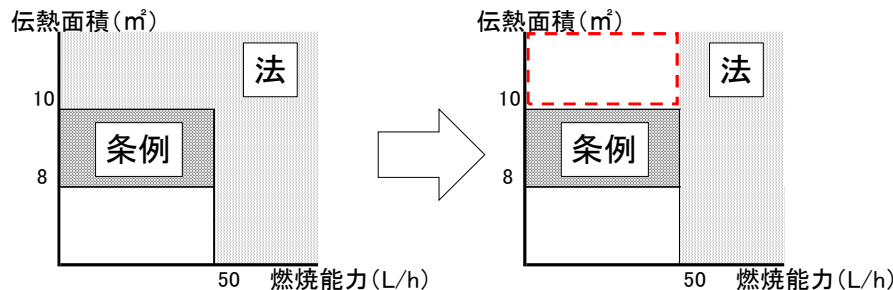


図 「大気汚染防止法」及び県条例におけるボイラーの規制対象

(2) 騒音規制法施行令及び振動規制法施行令改正を受けて

県条例及び規則では、法に基づく指定地域※以外に設置する圧縮機を「指定施設」として規制しています（工業用専用地域を除く。）

今回の法施行令改正により、発生する騒音・振動の大きさが一定以下の圧縮機については、同じ施設であっても法と県条例で規制対象に不整合が生じることから、県条例における規制のあり方を検討する必要があります。

※指定地域

津市、四日市市、伊勢市、松阪市（旧松阪市の区域のみ）、桑名市、鈴鹿市、名張市、亀山市、鳥羽市、いなべ市（員弁町の区域のみ）、伊賀市、木曾岬町、東員町、菰野町、朝日町及び川越町の区域のうち、都市計画法第8条第1項第1号に掲げる第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域並びに津市、伊勢市、尾鷲市及び熊野市の区域のうち市長が指定した地域

3 対応方針及び今後のスケジュール（予定）

「大気汚染防止法」等における規制対象の見直しをふまえ、県条例が定める「指定施設」の見直しを含めた規制のあり方について、有識者の意見等を聴きながら、検討を行います。

令和4年3月 三重県環境審議会（諮問・部会の設置）
 4月から 三重県環境審議会各部会により審議
 6月 三重県環境審議会（答申）
 8月以降 規則改正

6 プラスチック対策の推進について

1 概要

社会的課題であるプラスチック対策については、「三重県循環型社会形成推進計画」（令和3年3月）において、プラスチック資源循環の高度化、海域への流出対策に取り組むこととしています。令和4年4月1日から「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」（以下「プラスチック資源循環法」という。）が施行されることをふまえ、市町に対する技術的援助や、県民の皆さん・事業者に対する啓発などプラスチック資源循環の取組を促進していきます。

2 県内の現状

一般廃棄物のプラスチック 131 千トンのうち、8%が資源物としてリサイクルされ、産業廃棄物である廃プラスチック 173 千トンでは、62%が主に燃料としてリサイクルされています（令和元年度実績）。（図1）

また、海洋への流出防止を図るため、河川に流入したプラスチックごみを調査したところ、約70%がペットボトルやレジ袋などの生活系ごみでした。（令和元年度から2年度調査）（図2）

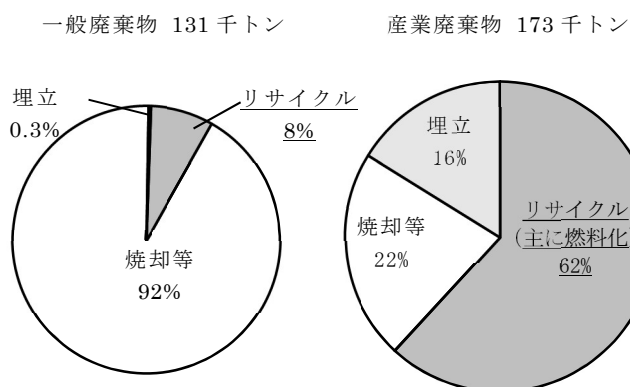


図1 プラスチック処理の現状
(令和元年度実績)

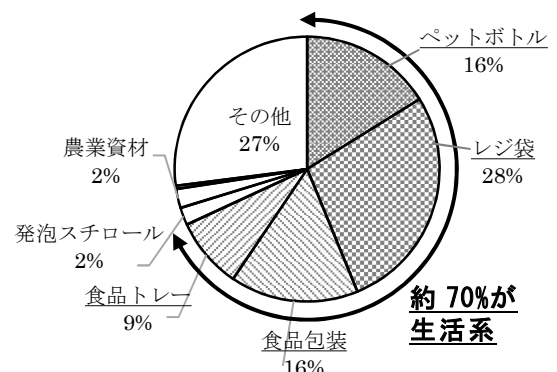


図2 海蔵川に流入したプラスチックごみ
(令和元年度から2年度調査)

3 課題

プラスチックごみの多くは焼却等され、リサイクルにおいてもほとんどが燃料化されており、温室効果ガスの排出源となっています。このことから、環境負荷の少ないマテリアルリサイクル等の高度なリサイクルの促進が求められています。また、海洋への流出防止のため、生活系ごみのポイ捨て等散乱ごみ対策が必要となっています。

4 令和3年度の取組

(1) 製品プラスチックの材料リサイクルに係る調査研究

市町で焼却等されている製品プラスチックのリサイクルが促進されるよう、「三重県プラスチック地域循環研究会」（県、市町、廃棄物処理業者、製造業者等）において、津市が回収した製品プラスチックを用いた材料リサイクルの調査研究を実施しました。その結果、既存の破砕機や光学選別機を活用することで、一定の品質のリサイクル材が得られました。（図3）



図3 調査研究の結果

(2) ペットボトルのボトル to ボトル (BtoB) 促進モデル事業

使用済みペットボトルをペットボトルにリサイクルするBtoBを促進するため、津市内でモデル事業を実施しました。自動販売機横に設置されているリサイクルボックスを新形状のものに変更（50か所）し、行動変容を促すことによる異物混入率の変化を調査したところ、異物が36%減少し、高品質にペットボトルを回収することができました。（図4）

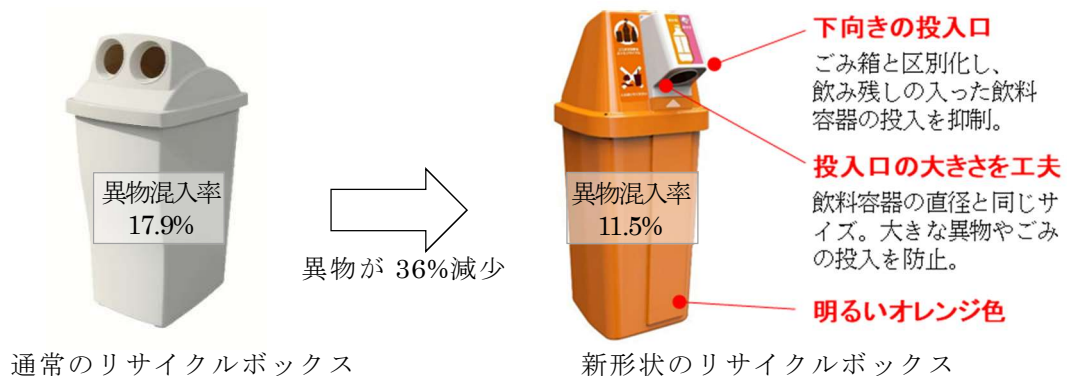


図4 モデル事業（令和3年11月から12月）の結果

(3) その他

① スポGOMI大会（令和3年11月3日開催）

伊勢市の二見神前地区海岸で22チーム計66名が参加し、約70kgのごみを回収しました。



スポGOMI大会の様子

②みえスマートアクション宣言事業所登録制度（令和2年10月開始）

令和4年1月末時点で860事業所が登録し、資源のスマートな利用を推進しました。

【プラスチック対策の取組例】

運送業者：車内のごみを事業所に持ち帰り分別回収

小売業者：B to Bに向けたペットボトル回収機の設置

海洋プラスチックごみをリサイクルした買い物かごの導入

製造業者：プラスチックを削減した商品の提供



運送業者の取組



小売業者の取組



製造業者の取組

③三重県庁プラスチックスマートアクション（令和元年10月開始）

庁内のマイバッグ・マイボトル運動を推進しました。また、プラスチックを使用しない啓発物品や事務用品の率先利用を実施しました。



布製マイバッグ



紙製クリアファイル

5 令和4年度の主な取組

プラスチック資源循環の一層の促進に向け、排出事業者や廃棄物処理業者と連携し、産業廃棄物である混合プラスチックや複合素材のプラスチック製品の、光学選別等によるマテリアルリサイクルの実証事業を行います。今後、これらの結果をふまえた高度なりサイクルの体制整備に向けた取組を進めていきます。（図5）

海洋へのプラスチックごみの流出防止を図るため、県民の皆さんや事業者が楽しみながらごみ拾いできるアプリを導入し、継続的な散乱ごみ対策を進めていきます。（図6）

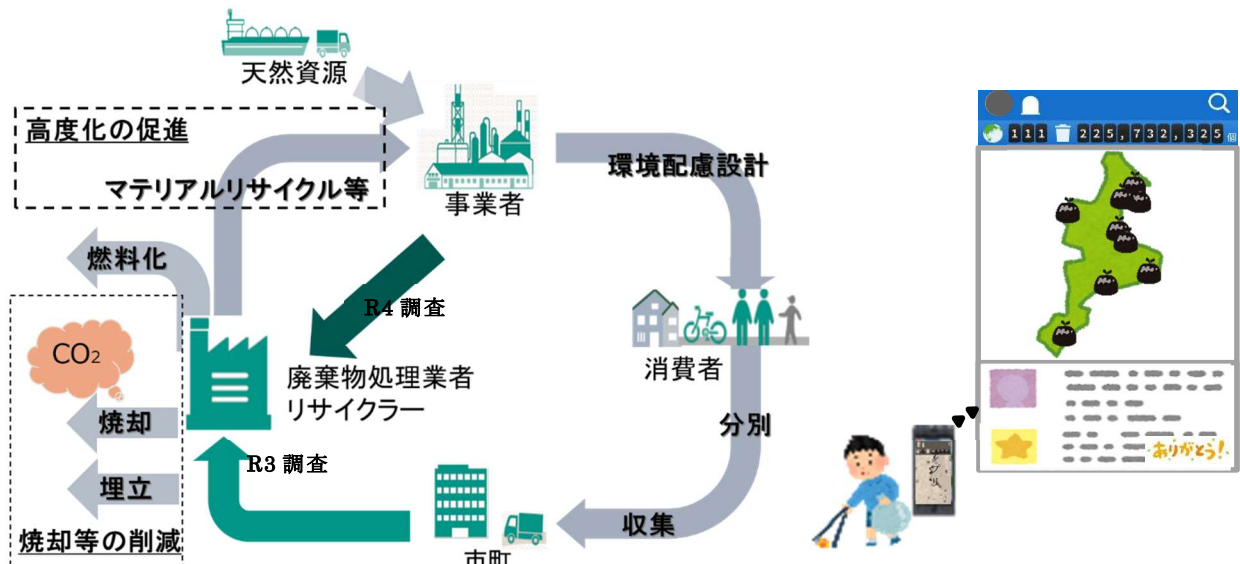


図5 プラスチック資源循環のめざす姿

図6 ごみ拾いアプリのイメージ

プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（プラスチック資源循環法）の概要

製品の設計からプラスチック廃棄物の処理までに関わるあらゆる主体におけるプラスチック資源循環等の取組（3R+Renewable）を促進
 <施行日：令和4年4月1日>

1 措置事項

(1) 設計・製造段階



プラ製品の設計を環境配慮型に転換

・プラスチック使用製品製造事業者等によるプラスチック使用製品設計指針^{※1}（環境配慮設計指針）に即した環境配慮製品の製造

※1 国が指針に適合したプラスチック使用製品の設計を認定し率先して調達

(2) 販売・提供段階



使い捨てプラをリデュース

・小売・サービス事業者などによる使い捨てプラスチック（特定プラスチック使用製品^{※2}）の使用を合理化^{※3}

※2 プラスチック製のフォーク、スプーン、ナイフ、マドラー、ストロー、ヘアブラシ、櫛、剃刀、シャワー用のキャップ、歯ブラシ、ハンガー、衣類用のカバー

※3 製品の提供方法…有料化、ポイント還元、消費者への意思確認等
 製品の工夫 …軽量化や代替素材への切り替え等

(3) 排出・回収・リサイクル段階



排出されるプラをおまねく回収・リサイクル

プラスチック使用製品廃棄物について、
 ・容器包装プラスチックリサイクルの仕組み等を活用し、市町による分別収集・リサイクルを効率化
 ・製造・販売事業者等による自主回収・再資源化
 ・排出事業者による排出抑制や分別・リサイクルの徹底等の取組を促進

2 各主体の責務

(1) 県民の責務（努力義務）

- ・プラスチック使用製品廃棄物の分別排出
- ・プラスチック使用製品を長期間使用
- ・プラスチック使用製品の過剰な使用の抑制等によりプラスチック使用製品廃棄物の排出を抑制
- ・リサイクル材を用いた製品等の使用

(2) 事業者の責務（努力義務）

- ・プラスチック使用製品廃棄物及びプラスチック副産物を分別排出するとともに、再資源化等
- ・プラスチック使用製品を長期間使用
- ・プラスチック使用製品の過剰な使用の抑制等によりプラスチック使用製品廃棄物の排出を抑制
- ・リサイクル材を用いた製品等の使用

(3) 市町の責務（努力義務）

- ・区域内におけるプラスチック使用製品廃棄物の分別収集及び再商品化
- ・国の施策に準じた措置を講ずること

(4) 県の責務（努力義務）

- ・市町に対する技術的援助
- ・国の施策に準じた措置を講ずること

7 産業廃棄物税制度の検証結果について

1 概要

産業廃棄物税制度について、平成14年4月の「三重県産業廃棄物税条例」施行から5年ごとに制度の検証を行ってきており、これまでの成果や課題、社会情勢の変化と技術の進展をふまえ、昨年12月の常任委員会で「三重県産業廃棄物税制度に係る検証結果(案)」の報告を行いました。あわせて、パブリックコメントを実施し、それらの意見等を取りまとめました。

2 パブリックコメント等の実施状況

パブリックコメントの実施のほか、商工団体等関係団体に検証結果(案)の説明を行いました。

- ① 実施期間 令和4年1月14日から令和4年2月14日まで
- ② 寄せられた意見数 10件
- ③ 意見及び対応状況 課税方法、使途、再生施設、処理係数及び再生可能エネルギー回収施設についてご意見があり、対応については別紙のとおりです。

3 検証結果(案)から変更した内容

新たに処理係数を設定する発酵施設及び炭化施設の処理係数は0.60としていましたが、本県における処理の実態をふまえ、発酵施設はメタン発酵に限定し0.20に、炭化施設は0.40にしました。

なお、メタン発酵以外の発酵施設については、申請が不要な再生施設に追加することとしており、処理係数は適用されません。

中間処理施設の処理係数(第7条関係)

検証結果(案)		検証結果(最終案)	
施設の区分	処理係数	施設の区分	処理係数
一 焼却施設又は脱水施設	0.10	一 焼却施設又は脱水施設	0.10
二 乾燥施設又は中和施設	0.30	二 乾燥施設又は中和施設	0.30
三 油水分離施設	0.20	三 油水分離施設	0.20
四 発酵施設又は炭化施設	0.60	又はメタン発酵施設	
		四 炭化施設	0.40
五 前四項に掲げる以外の中間処理施設	1.00	五 前四項に掲げる以外の中間処理施設	1.00

4 今後のスケジュール

- 令和4年6月 改正条例案提出
- 令和5年4月 改正条例施行予定

三重県産業廃棄物税制度の検証結果(案)に対する主なご意見と県の考え方(パブリックコメント)

対応区分
 ①反映する:最終案に意見や提案内容を反映させていただいたもの。
 ②反映済:意見や提案内容が既に反映されているもの。
 ③参考にする:最終案や今後の取組に意見や提案内容を参考にさせていただいたもの。(県の考え方や、施策の取組方向等と異なるもの。事業主体が県以外のもの。法令などで規定されており、県として実施できないもの。)
 ⑤その他(①～④に該当しないもの。)

番号	該当箇所	ページ	意見の概要	対応区分	意見に対する考え方
1	課税方法	13	本課税制度が中小企業の負担増にならないよう、1,000トンという免税点は堅持されたい。	②	免税点については、「公平・中立・簡素」の税の3原則を念頭に、産業界等関係団体との議論も踏まえ、徴税コストや地場産業と中小企業への影響を勘案し、1,000トンとしています。本検証結果(案)では、免税点を含む課税方法について、現行制度により適切に申告納付がなされ、条例施行から20年が経過し制度が定着しており、安定した税財源の確保が図られていることから、現行制度を継続することとしています。
2	使途	15	廃棄物処理業者におけるイメージアップの拡大や地域への積極的な取り組み(環境学習や環境保全・生態系に関する保全等)に対しても使途を拡充されたい。	③	納税者である排出事業者の意向も踏まえながら、廃棄物処理業者の皆様が地域と共生し事業を継続できるような支援を充実してまいります。
3	使途	15	産業廃棄物処理業者による再生施設の整備は、産業廃棄物処理業者のみならず排出事業者の循環型社会構築のための取組に資するものであることから、研究開発や設置に係る支援措置の拡充をされたい。	③	納税者である排出事業者の意向も踏まえながら、産業廃棄物処理業者による環境負荷の低減等に資する研究開発や処理施設の設置について支援制度の拡充を図っていきたく考えています。
4	再生施設	16	RPPFは温室効果ガス削減のための石炭代替燃料として広く利用されており、今後も需要は増加傾向にあることや、選別された純度の高い廃プラスチック類、木くずが有効利用されていることから、RPPF製造施設についても、申請が不要な再生施設に追加されたい。	④	現状、再生率が90%に満たないRPPF製造施設があるため、今後、RPPFの需要が拡大し再生率が安定して90%以上となった場合に申請が不要な施設に追加するか検討したいと考えています。 なお、再生率が90%以上となる場合は個別に申請いただくようお願いいたします。
5	再生施設	16	金属の破砕施設などもばら再生される廃棄物の処理施設についても資源循環に資するものであることから、申請が不要な再生施設の対象とする等の措置を講じられたい。	④	金属くずを破砕する施設は、ほとんどが再生施設認定を受けていない実態があり、現時点では確実に再生利用が図られる施設とは認められないため、申請が不要な再生施設の対象としていません。 なお、金属の多くは有価物として取り引きされますが、産業廃棄物となる金属くずの多くは、混合廃棄物として処理されていることが考えられます。 再生率が90%以上となる場合は個別に申請いただくようお願いいたします。

番号	該当箇所	ページ	意見の概要	対応区分	意見に対する考え方
6	処理係数	17	処理方式により資源循環に資する効果に違いがあることから、温暖化対策も含め効果の高い施設整備の促進等を図る観点から、処理係数をきめ細かく設定されたい。焼却施設のうち、エネルギー回収を行っている施設については、単なる焼却とは差別化し、処理係数を低減されたい。	④	処理係数は、産業廃棄物の処理施設ごとに減量化を考慮し設定したものであるため、エネルギー回収を行う焼却施設につき、焼却により発生した余熱からエネルギーを回収することとは重要であり、エネルギー回収を行う設備の設置を促進していきたいと考えています。
7	処理係数	17	炭化施設について、詳細な調査を実施のうえ処理の実態を踏まえた処理係数を設定されたい。	①	ご意見を踏まえ、炭化施設について処理係数の精査を行い、反映しました。 炭化施設については、本県における処理の実態を踏まえ、0.40とします。
8	処理係数	17	発酵施設について、処理係数が適用されるのはメタン発酵施設のみであると考えられるが、メタン発酵施設の処理実績をもとに処理係数を設定されたい。	①	ご意見を踏まえ、発酵施設について処理係数の精査を行い、反映しました。 発酵施設については、本県における処理の実態を踏まえ、メタン発酵に限定し、施設の区分を「メタン発酵施設」とし、0.20とします。
9	再生可能エネルギー回収施設	18	メタン発酵施設の回収能力(107Nm ³ /トン)については、原料とする廃棄物の性状が大きく関係してくることから、柔軟に対応できるよう回収能力を設定されたい。	①	メタン発酵施設の回収能力について、熱利用率10%以上とすると、簡便な方法として産業廃棄物1トンあたりのメタンガス発生量が107Nm ³ /トン(メタンガス濃度50%換算)以上としています。ただし、ご意見を踏まえ、熱利用率が10%以上を満たすことが明らかでない場合は、再生可能エネルギー回収施設として認定することとします。
10	使途	19	資源の有効活用を積極的に推進されたい。伊勢湾におけるプラスチック問題や流木問題を解決する手段の一つとして、再利用・再資源化のための研究等を推進されたい。 また、2050年カーボンニュートラル実現に向けて、本県のものづくり産業や石油化学系産業におけるカーボンニュートラルに向けた取組について幅広く支援できるような仕組みを構築されたい。	①	さらなる資源の有効活用を推進するため、様々な社会的課題の解決にも資する取組にも幅広く取り組んでいきます。 また、地球温暖化対策に資する資源循環を促進するため、熱や電気等のエネルギー回収にも使途の範囲を拡大します。

参考

【三重県産業廃棄物税制度に係る検証結果（最終案）における見直しの概要】

1 税制度の見直しの方向性

(1) 見直しの方向性

発生抑制、再生、減量その他適正な処理を一層推進するため、課税免除の対象となる再生施設を追加するとともに、減量化が見込まれる中間処理施設の処理係数を見直します。また、廃食品等廃棄されるバイオマス資源からのエネルギー回収を促進するとともに、資源循環の質の向上や地球温暖化対策をはじめとするさまざまな社会的課題の解決にも資する資源循環に向けた用途の充実及び拡大を図ります。

(2) 見直し内容

ア 再生の推進

再生利用が一層進むよう、現状の施設の普及や処理の状況をふまえ、申請が不要な再生施設について、法令によりリサイクルの義務化や再生品の利活用の促進等が求められているものを以下のとおり追加します（条例第8条）。

申請が不要な再生施設

現行	検証結果（最終案）
施設の区分	施設の区分
一 がれき類の破砕施設	一 がれき類の破砕施設
	二 <u>木くずの破砕施設</u>
	三 <u>発酵施設（メタン発酵施設を除く）</u>

イ 減量の推進

減量化が一層進むよう、着実な処理実績があり、減量化が認められる処理施設について、以下のとおり新たな施設区分と処理係数を追加します（条例第7条）。

中間処理施設の処理係数

現行		検証結果（最終案）	
施設の区分	処理係数	施設の区分	処理係数
一 焼却施設又は脱水施設	0.10	一 焼却施設又は脱水施設	0.10
二 乾燥施設又は中和施設	0.30	二 乾燥施設又は中和施設	0.30
三 油水分離施設	0.20	三 油水分離施設 又はメタン発酵施設	0.20
四 前三項に掲げる以外の中間処理施設	1.00	四 <u>炭化施設</u>	<u>0.40</u>
		五 前四項に掲げる以外の中間処理施設	1.00

ウ 再生可能エネルギーの回収

地球温暖化対策にも資する再生可能エネルギーの回収を促進するため、廃食品等廃棄されるバイオマス資源からメタンガスを回収する施設を、再生施設と同等に課税免除の対象施設とします（条例第8条）。

再生可能エネルギー回収施設

現行		検証結果（最終案）	
施設の区分	回収能力	施設の区分	回収能力
—	—	二 <u>メタン発酵施設</u>	<u>107Nm³/トン</u>

エ 用途

持続可能な循環型社会の構築に向け、さらなる資源の有効活用を推進するため、引き続き、発生抑制、再生、減量その他適正な処理に取り組むとともに、様々な社会的課題の解決にも資する取組にも幅広く取り組んでいきます。

また、資源循環に係る社会情勢の変化と技術の進展に対応し、環境負荷の低減や循環関連産業が地域と共生し事業が継続できるような支援等、用途の充実を行います。

地球温暖化対策に資する資源循環を促進するため、熱や電気等のエネルギー回収にも用途の範囲を拡大します。

2 課税方法

課税方法（課税標準、税率、免税点、徴収方法）については、現行制度により適切に申告納付がなされ、条例施行から20年が経過し制度が定着しており、安定した税財源の確保が図られていることから、現行制度を継続します。

8 「RDF焼却・発電事業の総括」中間報告書（案）について

1 経緯

「RDF焼却・発電事業の総括」については、令和3年12月に開催された「防災県土整備企業常任委員会」及び「環境生活農林水産常任委員会」で中間報告書（原案）の報告を行いました。

この原案に対する意見をふまえ、中間報告書（案）（別紙及び別冊4）をとりまとめました。

2 中間報告書（案）

中間報告書（案）の構成は、以下のとおりです。

第1章	RDF焼却・発電事業の概要
	RDF化構想の概要、RDF焼却・発電事業の主な実績等
第2章	RDF焼却・発電事業の経緯
	事業構築からRDF焼却・発電事業終了までの経緯
第3章	RDF焼却・発電事業の検証
	事業構築面、事業経営面、環境政策面の検証
第4章	RDF貯蔵槽爆発事故の発生と対応
	爆発事故の発生とその後の経緯、事故の要因、貯蔵槽爆発事故後の対応、損害賠償請求訴訟等
第5章	事業の総括
	検証の結果をふまえた総括

原案に追加記述した主な内容は、以下のとおりです。

（1）県議会における議論と政策決定の経緯

「第2章 RDF焼却・発電事業の経緯」に、新たに「1（3）県議会における議論と政策決定の経緯」の項を加え、県議会での議論の経緯及び県の政策決定の経緯について記述しました。（別冊4 14ページ）

（2）事業者選定や情報開示のあり方

「第4章 RDF貯蔵槽爆発事故の発生と対応」に、事業者選定にあたり安全面を評価項目として設定するべきだったこと、事故状況に関する情報開示に積極的であるべきであったことを追記しました。（別冊4 56、66ページ）

（3）市町への影響と負担等

「第5章 事業の総括」に、市町へ与えた影響や市町の財政負担のほか、今後の市町との円滑なコミュニケーションなどについて追記しました。（別冊4 75ページ）

3 今後のスケジュール

【令和4年度】令和5年3月 常任委員会※（最終報告書（案）の説明）

※「防災県土整備企業常任委員会」及び「環境生活農林水産常任委員会」

RDF焼却・発電事業の総括 中間報告書（案）の概要

第1章 RDF焼却・発電事業の概要	第2章 RDF焼却・発電事業の経緯	第3章 RDF焼却・発電事業の検証																																																																	
<p>1 RDF化構想の概要</p> <p>・RDF化構想は、市町村において可燃ごみを燃料化し、これを地域の様々な施設で利活用するとともに、広域で設置する発電所で高効率に利用することで「廃棄物の適正処理」や「ごみの持つエネルギーの有効活用」を図り、これにより「ごみ処理の広域化」や「資源循環型社会の構築」をめざしたものです。</p> <p>2 三重ごみ固形燃料発電所の概要</p> <p>・設置場所：桑名市多度町力尾地内</p> <p>・発電出力：12,050kW、RDF処理能力：240t／日、 売電電力量：約5,000万kWh／年</p> <p>・稼働期間：平成14年12月1日～令和元年9月17日（約16年10か月）</p> <p>3 市町のRDF化施設の概要</p> <p>・3町及び4一部事務組合（26市町村）が参画し、平成14年12月までに7つのRDF化施設が稼働しました。</p> <p>4 焼却灰の処理の概要</p> <p>・焼却灰は、県内の事業者において焼成処理し、セメント原料や路盤材などの土木資材として活用されました。</p> <p>5 RDF焼却・発電事業の主な実績</p> <p>・建設費（税込）</p> <table border="1" data-bbox="163 1008 1018 1375"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th rowspan="2">費用 (千円)</th> <th colspan="3">内訳</th> </tr> <tr> <th>一般会計</th> <th>企業会計</th> <th>国庫補助金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>焼却施設</td> <td>6,068,051</td> <td>4,827,559</td> <td>0</td> <td>1,240,492</td> </tr> <tr> <td>発電施設</td> <td>2,283,000</td> <td>208,000</td> <td>1,378,197</td> <td>696,803</td> </tr> <tr> <td>新RDF貯蔵施設</td> <td>794,279</td> <td>625,011</td> <td>0</td> <td>169,268</td> </tr> <tr> <td>小計</td> <td>9,145,330</td> <td>5,660,570</td> <td>1,378,197</td> <td>2,106,563</td> </tr> <tr> <td>用地</td> <td>1,176,200</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1,176,200</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>10,321,530</td> <td>5,660,570</td> <td>1,378,197</td> <td>3,282,763</td> </tr> </tbody> </table> <p>・RDF焼却・発電の実績</p> <table border="1" data-bbox="163 1417 854 1596"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>実績値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>RDF受入量</td> <td>752,764 RDFト</td> </tr> <tr> <td>発電電力量</td> <td>1,001,896,800 kWh</td> </tr> <tr> <td>供給電力量</td> <td>795,251,103 kWh</td> </tr> </tbody> </table> <p>・事業収支（税抜）[令和元年度決算時点]</p> <table border="1" data-bbox="163 1638 1018 1732"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>収益(千円)</th> <th>費用(千円)</th> <th>収支(千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>稼働期間(H14～R1)</td> <td>21,514,153</td> <td>24,595,226</td> <td>△3,081,073</td> </tr> </tbody> </table> <p>・撤去費（税込）[令和3年12月時点での契約額]</p> <table border="1" data-bbox="163 1774 934 1995"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>費用(千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土壌調査費</td> <td>6,829</td> </tr> <tr> <td>撤去設計費</td> <td>24,938</td> </tr> <tr> <td>撤去工事費</td> <td>1,609,520</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>1,641,287</td> </tr> </tbody> </table>	項目	費用 (千円)	内訳			一般会計	企業会計	国庫補助金	焼却施設	6,068,051	4,827,559	0	1,240,492	発電施設	2,283,000	208,000	1,378,197	696,803	新RDF貯蔵施設	794,279	625,011	0	169,268	小計	9,145,330	5,660,570	1,378,197	2,106,563	用地	1,176,200	0	0	1,176,200	合計	10,321,530	5,660,570	1,378,197	3,282,763	項目	実績値	RDF受入量	752,764 RDFト	発電電力量	1,001,896,800 kWh	供給電力量	795,251,103 kWh	項目	収益(千円)	費用(千円)	収支(千円)	稼働期間(H14～R1)	21,514,153	24,595,226	△3,081,073	項目	費用(千円)	土壌調査費	6,829	撤去設計費	24,938	撤去工事費	1,609,520	合計	1,641,287	<p>1 事業構築</p> <p>(1) RDF発電構想（平成2年度～平成6年度）</p> <p>・廃棄物は、その多くが焼却処分されており、地球環境の保全の観点から、ごみをできる限り資源として活用する必要がありました。</p> <p>・政府は、平成2年10月に「地球温暖化防止行動計画」を決定し、未利用エネルギーの有効活用を図ることや、廃棄物の焼却処理に伴う余熱の供給・発電を積極的に推進しました。</p> <p>・県内の14市町村・団体が、平成10年前後にごみ焼却施設の更新時期を迎えていました。</p> <p>・企業庁で、平成3年度からごみ焼却施設の余熱を利用した発電事業の検討を開始し、平成5年2月に「RDF発電構想」を公表しました。平成5年度から構想実現に向けて具体的な調査を行い、県環境局でも、市町村と調査検討を開始しました。</p> <p>・RDF発電所の建設候補地については、平成5年度から河芸町内や津市内での検討を行いました。調整がつかず、平成6年9月、RDF発電所の立地計画は一時凍結となりました。</p> <p>(2) RDF化構想への転換（平成7年度～）</p> <p>・平成6年度までの「発電ありき」の構想から、未利用エネルギーの有効活用や環境負荷の低減など環境政策の課題を解決する有効な方策として、環境政策の中にRDF化及び発電構想を「RDF化構想」として位置づけ、市町村とともに進めていくことを、平成7年5月に政策決定しました。</p> <p>(3) 県議会における議論と政策決定の経緯</p> <p>・平成5年2月に「RDF発電構想」が公表された際には、環境問題に視点を据え、ごみを未利用エネルギーとして活用するものとして、県議会から賛同する意見が多くあり、平成5年12月の商工労働企業常任委員会委員長報告では、「各部署が協調し、格段の努力を払われるよう強く要望するものであります。」との意見が報告されました。</p> <p>・一方、平成6年3月の一般質問においては、市町村が処理責任を有する一般廃棄物に県が関わることや、公営企業である企業庁が実施することを懸念する意見などがありました。</p> <p>・県議会における様々な意見がある中、県は平成7年5月に、「RDF化構想」を政策決定しました。</p> <p>・平成8年3月の環境・防災対策特別委員会委員長報告では、「市町村との十分な連携のもとに対応されるよう要望するものであります。」との意見が報告されました。</p> <p>・一方、平成9年9月の代表質問では、海外での撤退事例を示すなどしてRDF事業への反対を表明する意見などがありました。</p>	<p>・このように、市町村の理解とコンセンサスを前提として事業を進めるべきという意見が多くある一方で、RDF化構想そのものへの反対意見もあるなど様々な議論が行われる中、RDF焼却・発電事業の施設整備予算が、平成11年3月に賛成多数で可決されました。</p> <p>(4) RDF焼却・発電事業の構築</p> <p>・平成7年8月、桑名広域清掃事業組合から県のRDF発電所の併設要望があったことを受け、平成8年2月に発電所を同組合が設置するRDF化施設に併設することを決定しました。</p> <p>・当初は、平成10年前後にごみ処理施設の更新時期を迎える5市4町5組合の参加を想定していましたが、発電所建設地の決定が遅れたため参画市町村が減少し、平成14年12月稼働時点では、3町4組合の26市町村の参加となりました。</p> <p>2 RDF発電所の整備</p> <p>・公募型プロポーザル方式により事業者選定を行った結果、平成12年2月に富士電機(株)を受注予定者に決定しました。造成工事の完成の遅れにより、平成13年9月のRDF発電所の現地工事着手となり、平成14年11月に試運転を開始し、同年12月1日にRDF発電所が稼働しました。</p> <p>3 RDF貯蔵槽爆発事故</p> <p>・RDF発電所稼働後の平成15年8月19日、RDF貯蔵槽が爆発して消火作業中の消防職員2名が殉職される事故が発生しました。</p> <p>4 RDF処理委託料の推移</p> <p>・構想段階では、発電による売電収入で運営経費を賄うこととしており、市町村には処理費用は無料と説明していました。</p> <p>・しかし、事業環境の変化により売電収入だけでは全体の運営経費を賄うことができなくなり、処理委託料を徴収することとなりました。</p> <p>5 事業期間の決定</p> <p>・平成19年12月のRDF総務運営部会で、県から平成29年度以降、事業を行わないとの提案を行ったところ、市町からは不満が噴出しました。今後の対応を協議した結果、令和2年度末まで事業を継続することを決定しました。</p> <p>・桑名広域清掃事業組合の新ごみ処理施設の完成時期が早まることから、その対応を検討した結果、平成30年7月のRDF協議会総会で、令和元年9月を軸に新たなごみ処理体制に移行すること等が決議されました。</p> <p>6 RDF焼却・発電の終了</p> <p>・平成30年7月のRDF協議会総会決議を受けて、令和元年9月17日をもって、RDF発電所での焼却・発電は終了することとなりました。</p>	<p>1 事業構築面からの検証</p> <p>・県（企業庁）が事業主体となり当該事業を進めることで、一般廃棄物の処理責任を有する市町の業務に踏み込むことになり、一般廃棄物処理の役割について県と市町の間にあいまいな関係を生じさせてしまいました。また、事業収支の均衡が求められる企業庁と廃棄物行政を所管する環境生活部の役割分担の不明瞭さから、もたれあいの意識も存在していたことが考えられ、両部局を統括し、事業全体をマネジメントする仕組みが必要であったと考えられます。</p> <p>・当初無料としていた処理費用について、市町に負担を求めることとなったことは、電気事業法の改正やダイオキシン類特別対策が講じられるなどのRDF焼却・発電を取り巻く環境が大きく変化したとはいえ、県の将来見通しが甘かったといえます。</p> <p>・市町との合意形成については、市町との情報共有や理解を得るプロセスを経ていなかったことが、その後の県のRDF政策への不信感につながりました。</p> <p>・技術面においては、全国的にも初めての事業であることから、技術的な課題を解決しながら慎重に進めていくべきでしたが、事業を推進するための発電所の建設などが優先され、対応が十分ではありませんでした。</p> <p>・当初企業庁が提案した「発電ありき」の事業スキームが、環境行政として位置づけられた後も変わらず継続されていき、一般廃棄物処理に県が踏み込むにあたっての市町との責任分担、県における企業庁と環境生活部での役割分担、収支計画、合意形成プロセス、技術的な課題の解消などの大事な部分の詰めに甘さがあり、未成熟のまま事業が進められていきました。本事業は、新しい処理方式を導入した全国的にも初めての事業であり、市町と一体となって進めていく事業でもあったことから、事業スキームの慎重な検討が必要であったにも関わらず、事業として持続可能なスキームを作ることができなかったことは大きな反省点です。</p>
項目			費用 (千円)	内訳																																																															
	一般会計	企業会計		国庫補助金																																																															
焼却施設	6,068,051	4,827,559	0	1,240,492																																																															
発電施設	2,283,000	208,000	1,378,197	696,803																																																															
新RDF貯蔵施設	794,279	625,011	0	169,268																																																															
小計	9,145,330	5,660,570	1,378,197	2,106,563																																																															
用地	1,176,200	0	0	1,176,200																																																															
合計	10,321,530	5,660,570	1,378,197	3,282,763																																																															
項目	実績値																																																																		
RDF受入量	752,764 RDFト																																																																		
発電電力量	1,001,896,800 kWh																																																																		
供給電力量	795,251,103 kWh																																																																		
項目	収益(千円)	費用(千円)	収支(千円)																																																																
稼働期間(H14～R1)	21,514,153	24,595,226	△3,081,073																																																																
項目	費用(千円)																																																																		
土壌調査費	6,829																																																																		
撤去設計費	24,938																																																																		
撤去工事費	1,609,520																																																																		
合計	1,641,287																																																																		

RDF焼却・発電事業の総括 中間報告書（案）の概要

第3章 RDF焼却・発電事業の検証	第4章 RDF貯蔵槽爆発事故の発生と対応
<p>2 事業経営面からの検証</p> <ul style="list-style-type: none"> ・構想段階では、売電収入によりRDF焼却・発電事業の経費を賄えるとしていましたが、電気事業法の改正により売電価格が低下したこと、ダイオキシン類規制強化により灰処理費用が増加したこと、RDF発電所の建設地決定の遅れによる参加市町村の減少に伴いスケールメリットを生かせなかったこと等により、事業収支は開始当初から赤字となりました。また、RDF貯蔵槽爆発事故後は、RDFの品質管理体制の充実や現地職員の増員など、体制の拡充によってコストが増加することとなりました。 ・平成24年11月からは再エネ特措法に基づく固定価格買取制度の適用を受け、売電収入が増加しましたが、収支が均衡するまでには至らず、稼働が終了した令和元年度時点でRDF焼却・発電事業の累積欠損金は約31億円となりました。 ・平成7年以降、電気事業制度について数度にわたり改革が行われ総括原価方式での売電が無くなる一方、廃棄物発電を含む再生可能エネルギーの導入促進も図られ、これらの影響から売電価格が大きく変動し、事業収支も大きな影響を受けることとなりました。 ・市町における新たなごみ処理施設の建設やごみ処理方式の変更には10年以上の検討期間を要する場合も多くあり、構想段階から計画・実施へ移行する際には、経営上のリスクに対して、どのように対応するのかを検討した上で、慎重な判断を行うべきでした。 <p>3 環境政策面からの検証</p> <ul style="list-style-type: none"> ・RDF化構想時のねらいであった未利用エネルギーの有効活用、ダイオキシン類の削減、環境負荷の低減、資源循環型社会の構築及び立地対策等について、一定の成果が認められました。 ・一方、RDF化方式によるごみ処理のトータルコストは、焼却方式に比べて、約1.7倍となり、市町にとって長期にわたる重い財政負担となりました。 	<p>1 爆発事故の発生とその後の経緯</p> <ul style="list-style-type: none"> ・RDF発電所稼働後の平成14年12月23日に、RDF貯蔵槽内のRDFが発熱・発火し、平成15年2月8日頃に鎮火されるという火災事故が発生し（以下、この火災事故を「第1次火災事故」という。）、次いで、同年7月20日以降にも、RDF貯蔵槽内のRDFが発熱・発火し、同年8月19日には、RDF貯蔵槽が爆発して消火作業中の消防職員2名が殉職される事故が発生しました。（以下、この火災・爆発事故を「第2次火災・爆発事故」という。） ・第2次火災・爆発事故発生後に直ちにRDF発電所の運転を停止し、「ごみ固形燃料発電所事故調査専門委員会」での事故の背景や原因の調査報告などをふまえ、維持管理体制の見直し、施設の総点検及び安全運転のための改修、RDFの品質管理の徹底、危機管理マニュアルの整備などの安全対策を行いました。 ・なお、平成18年6月に富士電機㈱に対し、損害賠償額の支払いを求める訴え（以下「RDF訴訟」という。）を提起し、平成27年4月に判決が確定しました。 <p>2 事故の要因</p> <ul style="list-style-type: none"> ・RDF訴訟の判決において、以下の項目がRDF貯蔵槽火災・爆発事故発生の大きな要因と判断されました。 <ol style="list-style-type: none"> ①RDF貯蔵槽の設計不備 ②RDFの性状不良 ③RDFの大量保管 ④第1次火災事故後の不十分な再発防止の取組 <p>3 検証</p> <p>(1) RDF貯蔵槽の設計不備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成5年度から7年度にかけて実施したNEDO調査報告書の長期貯留試験の結果を真摯に検討すれば、大量のRDFを長期間貯蔵する際に、発酵発熱を呈する可能性がないと評価できるような試験結果であったとは認められないものでした。したがって、RDF貯蔵設備の実機的设计・施工にあたっては、これらのことを十分にふまえ、受注者である富士電機(株)が対応する必要があり、企業庁もこれを指示するべきでした。 ・RDF焼却・発電事業に取り組むのは全国的にも初めてのことであることから、RDFの自然発火性を含め、性状の標準化が十分になされていない時点での事業化は、より慎重に安全性を見極めてから行うべきでした。 ・プロポーザル方式による性能発注方式では、設計と施工が同一事業者により実施され、事前に価格が決定してい
	<p>ることから、受注者は工事コストを極力削減するような設計を行う可能性も考えられます。これが過度になる場合は、品質の低下（契約の要求性能未達成）や安全性の低下等につながる設計が行われる恐れがあり、発注者はこれを防止する必要がありましたが、企業庁が行った安全性の確認は不十分なものでした。また、受注者を選定するにあたっては、安全性が重視されておらず、発注者の行う技術審査の重要な目的として、安全性の確保に十分配慮した審査を行うべきでした。</p> <p>(2) RDFの性状不良</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業庁は、搬入されるRDFの性状について関係市町等と協議を進めてきましたが、発電所の稼働当初、関係市町等が製造するRDFは性状不良のものが多く含まれていました。RDFの受入基準や搬入されるRDFが基準を満たさない場合の処置等について、稼働開始時から関係市町等と緊密な連携を取ったうえで、定めておくべきでした。 <p>(3) RDFの大量保管</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ダイオキシン類の排出に対する規制強化への対応から、平成14年12月1日に発電所を稼働してRDFを受け入れる必要がありましたが、造成工事の遅れなどにより十分な試験調整・試運転の期間が確保できなかっただけでなく、稼働開始直後はボイラ1台運転であり、施設トラブル等でRDFの処理が滞ることとなりました。 ・RDFの大量保管は第2次火災・爆発事故発生時点でも解消されておらず、発注者として事業全体の進捗管理に問題がありました。また、RDF発電所のトラブルによる長期停止など、不測の事態に備え対応策を事前に検討すべきでした。 <p>(4) 第1次火災事故後の不十分な再発防止の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1次火災事故後には、RDFに発熱発火の危険性や貯蔵槽の監視設備や防災設備に不備があることは明らかとなっており、設備改修及びRDF搬入量調整等の再発防止策について、発注者として、また施設の設置者として果たすべき責務を、企業庁が十分に果たしていませんでした。 ・RDFの大量保管を解消するとともに、第1次火災事故の原因究明に基づく施設改修を行い、安全・安定的な施設の稼働を実現することが最も重要であったにも関わらず、日々、搬入されるRDFの処理に対応する中で、安全に対する優先順位が相対的に低下していったことは、重大な判断の誤りでした。
	<p>(5) 事故につながった背景</p> <ul style="list-style-type: none"> ・火災発生の事実の発覚を避けるような対応など、企業庁が情報開示に積極的でなかったことについては、裁判所から厳しい判断が示されました。 ・RDFの発熱・発火事故を防止するためには、事故状況を積極的に情報発信し、全国規模で関係機関、学識経験者などの協力を求めながら、原因究明をする必要がありましたが、情報発信は適切に行われておらず、このことがRDFの性状や適正な保管についての注意喚起を遅らせ、発熱・発火のメカニズムを解明し、事故防止に向けた契機とすることができませんでした。 <p>4 貯蔵槽爆発事故後の対応</p> <p>(1) 市町のごみ処理への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係市町から日々発生するごみ処理に対応するため、「市町村ごみ処理対策本部」を設置し、発生量、保管量などの情報把握、受け入れ体制の確保、調整を行いました。 ・その中で、関係市町に近隣の市町でのごみ処理や稼働停止していた施設の再稼働を強いることとなりました。 <p>(2) 体制整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人員の配置や品質管理など体制が不十分であったことを反省し、事故後は体制の拡充を行いました。 <p>(3) 三重ごみ固形燃料発電所危機管理マニュアルの整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・稼働時に制定した三重ごみ固形燃料発電所保安規程に加え、危機管理マニュアルを整備しました。 <p>(4) RDFの性状改善</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「ごみ固形燃料の品質管理に関する規程」を制定し、同規程に基づきRDFの品質管理を行いました。 <p>(5) 三重ごみ固形燃料発電所安全管理会議の設置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発電所の安全確保及び環境保全に資するため、平成16年3月31日に、学識経験者、地域住民、消防、市町村及び県で構成する「三重ごみ固形燃料発電所安全管理会議」を設置しました。 <p>(6) 新RDF貯蔵施設の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年間を通して安定的にRDFを処理するために、三重県が設置した「三重ごみ固形燃料発電所事故調査専門委員会」の最終報告書、経済産業省原子力安全・保安院の「ごみ固形燃料発電所事故調査ワーキンググループ報告書」等における発熱・発火・爆発のメカニズムや事故原因の推定についての報告をふまえた新RDF貯蔵施設の整備を平成17年3月から進め、平成18年8月29日から運用を開始しました。

RDF焼却・発電事業の総括 中間報告書（案）の概要

第5章 事業の総括

平成15年8月19日にRDF貯蔵槽が爆発し、消火作業中の消防職員2名が殉職される事故が発生したことは、痛恨の極みであり、この痛ましい事故が発生した事実を決して風化させることなく、事故の反省と教訓を、今後の施策推進に生かしていかなければなりません。

この爆発事故は、様々な場面において、安全性を重視する意識の欠如が原因で発生したものでした。

RDFの性状については、当初からRDFの受入基準等を定めておくべきであり、事業者の選定にあたっては、安全性の確保を重要な目的として、技術審査を行うべきでした。また、事業の進捗が遅れる中、平成14年12月1日のRDF発電所の稼働日にこだわり、十分な試験調整・試運転期間を確保せず、トラブルの頻発によりRDFの大量保管が発生してしまいました。

最も問題があったのは、第1次火災事故後の対応でした。第1次火災事故後の原因調査の実施、再発防止策の実行、設備改修及びRDF搬入量調整等は、安全性を確保するための重要事項であったにも関わらず、その優先順位を相対的に低下させてしまったことは、施設の設置者としての重大な判断の誤りでした。また、第1次火災事故の際に、発火が確認されたにも関わらず、「異常発熱が認められた」と公表するに止めていたことなど、企業庁が情報開示に積極的でなかったことで、RDFの性状や適正な保管についての注意喚起を遅らせ、発熱・発火のメカニズム解明の契機とすることができなかったことは大きな反省点です。

さらに、事業の運営に際し、県と受注者の役割分担が明確でなく、事故原因の究明や発熱時の的確な対応ができなかったことも大きな誤りでした。

一方、市町においては、爆発事故後も日々発生するごみ処理に対応する必要があり、近隣の市町や他県へのごみ処理の依頼、あるいは稼働停止していた施設を再稼働させることになるなど、多大な負担をかけてしまいました。

RDF焼却・発電事業は、全国的にも初めての試みであり、事業構想段階から技術的な検証を積み上げ、一つひとつ着実に課題を解決しながら進めていくべきでした。しかし、ダイオキシン類の規制強化が始まる平成14年12月の稼働開始にこだわり、安全の確認等がおろそかになっていました。

試験調整・試運転期間を十分に確保できないことにより施設トラブルが多発していたタイミングや、第1次火災事故後から第2次火災・爆発事故までの間など、立ち止まって運営体制や発電所の設備などについて改めて見直すべきでしたが、危機管理の大原則である、最悪の事態を想定したシナリオを検討せず、課題の解決を疎かにしたことが、その後の大事故につながってしまいました。

事業構築や事業運営をしていく中では、県が市町に事業への参画を呼び掛ける場面において、市町は県の説明内容等を判断材料とし、環境政策上の観点や地域の実情をふまえ、参画の可否を総合的に判断する必要がありますが、本事業においては、県の提示した情報が一部正確性を欠くものでした。

特に、発電所建設地の決定の遅れにより、構想段階において想定していた規模の市町村の参画が見込めず、電気事業法の改正などにより収支見通しが厳しくなってもなお、県はこれまでの事業スキームを見直すことなく事業を進めていきました。その結果、無料としていた処理委託料が、運用開始時点から有料となり、さらには年々上昇していくこととなるなど、市町にとっては大きな財政負担となりました。県においても、本事業の累積欠損金は、最終的に約31億円にまで膨らむこととなりました。

また、市町にとって不満が大きかったのは、稼働後すぐの事業終了の提案でした。市町における新たなごみ処理施設の建設やごみ処理方式の変更には多大な労力が必要であり、10年以上の検討期間を要する場合も多く、また、施設稼働後は、通常20年から30年運用していますが、RDF発電所が稼働してわずか5年後の平成19年に、県から一方的に事業終了の提案したことは、関係市町に対する配慮を欠くものであり、県に対する不信感を増幅させることとなりました。

さらに、市町、企業庁、県環境生活部での役割分担、合意形成プロセスなどの重要な部分において詰めに甘さがあり、未成熟のまま事業が進められていった結果、事業を続けていくことが困難となりました。県が、事業として持続可能なスキームを作ることができなかったことは、大きな反省点です。

環境政策面を検証する中では、RDF化方式によるごみ処理のトータルコストは、焼却方式によるものと比べて約1.7倍となり、市町にとって長期にわたる重い財政負担となりました。

県は、今回の数々の反省と教訓を生かし、今後、県として施策を推進していく際には、まずは「安全」を全ての判断基準の根底に位置づけ、「安全」を最優先とする取組を進めていきます。

また、県にとって重要なパートナーである市町とは、適切な情報共有や円滑なコミュニケーションのもとで信頼関係を構築し、施策を推進していかなければなりません。

市町の新たなごみ処理体制の構築に際しては、各市町等による検討会への参画などを行い、持続可能な仕組みとなるように、市町に寄り添った技術的な支援を行ってまいります。

また、処理委託料についての説明や事業期間に関して市町への配慮が足りなかったなど、市町とのコミュニケーション不足であったことをふまえ、今後は市町をはじめとした多様な主体とのパートナーシップを強化し、循環型社会の実現に向け、これまでの3R（Reduce、Reuse、Recycle）にRenewable（再生可能資源への代替）を加えた廃棄物の「3R+R」の促進及び廃棄物処理の安全・安心の確保に取り組んでいきます。

これらの取組については、ごみゼロ社会の実現に向けた施策と併せて、令和3年3月に「三重県循環型社会形成推進計画」として新たに策定したところであり、温室効果ガスの削減などを通じて、地域資源を最大限活用し自律分散型の社会を形成する「地域循環共生圏」の構築に向けた取組を進めていきます。

9 産業廃棄物の不適正処理事案の取組状況について

1 概要

産業廃棄物が不適正処理され、生活環境保全上の支障等のある4事案（桑名市五反田事案、四日市市内山事案、四日市市大矢知・平津事案及び桑名市源十郎新田事案）について、地元の安全・安心を確保するため、「特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法」（以下「産廃特措法」という。）による国の財政的支援を得て、対策工事を実施しています。

これらの4事案については、学識経験者の意見もふまえつつ、行政代執行による生活環境保全上の支障等の除去に取り組んでおり、産廃特措法に基づく実施計画の事業費に対する進捗率（見込み）は、令和3年度末が約85%であり、令和4年（2022年）度末までに対策工事を完了します。

[これまでに対策工事を完了した事案]

令和2年3月31日をもって対策工事を完了した四日市市内山事案について、地元の安心が確保されるよう、定期的なパトロールや水質等のモニタリングによる状況確認を実施しています。

[令和4年度まで対策工事を継続する事案]（別紙参照）

- ・桑名市五反田事案
- ・四日市市大矢知・平津事案
- ・桑名市源十郎新田事案

[進捗率（見込み）]

	令和3年度末	令和4年度末
四日市市内山事案	100%	100%
桑名市五反田事案	94.2%	
四日市市大矢知・平津事案	92.7%	
桑名市源十郎新田事案	73.1%	
計	85.4%	

2 今後の取組方向

対策工事を継続している3事案について、令和4年度末までの対策工事の完了に向けて着実に事業を推進し、安全・安心を確保していきます。対策工事の実施にあたっては、地元及び関係機関と十分に調整し、工事の進捗状況や水質のモニタリング結果等を的確に情報共有します。

令和5年度以降については、学識経験者の意見等をふまえ、モニタリング等を実施することとしています。

また、原因者への費用求償についても、粘り強く対応していきます。

別紙

1 桑名市五反田事案

(1) 事案の概要

(時期) 平成7年～8年頃

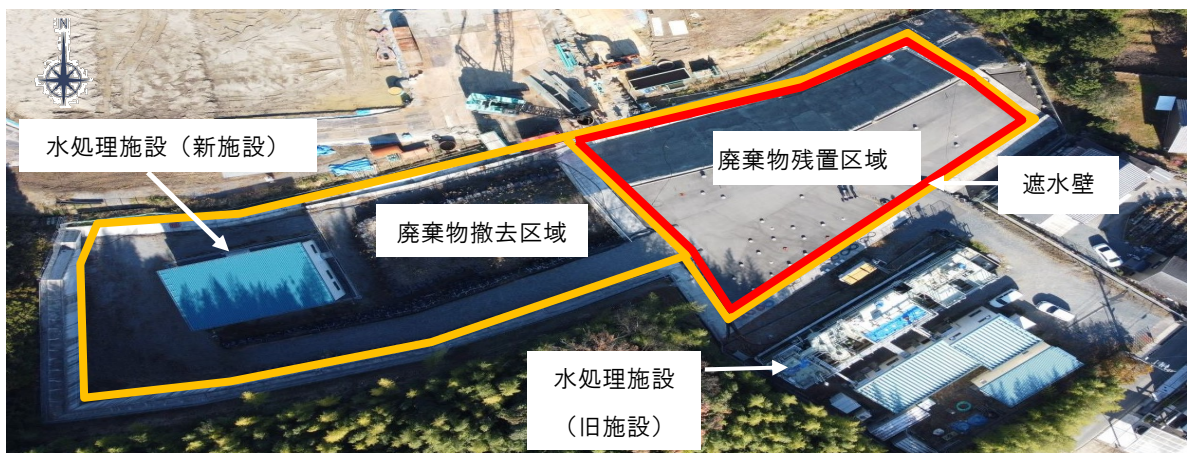
(場所) 桑名市大字五反田多々星地内の山林

(内容) 産業廃棄物処理業者が、燃えがら、汚泥、廃油等を不法投棄し、平成9年10月にVOC（揮発性有機化合物）による地下水汚染が判明、さらに平成22年3月に新たに1,4-ジオキサンによる地下水汚染が判明した事案です。

(生活環境保全上の支障等)

VOC及び1,4-ジオキサンにより、農業用水の利用等に支障が生じるおそれがあります。

(事案地の状況)



(2) 対策工事の実施内容（実施計画額：75億円）

1,4-ジオキサン等による地下水の汚染対策のため、廃棄物の掘削除去や揚水浄化等を実施しています。令和3年度は、対策工事の効果検証等を行ったうえで、遮水壁外の汚染残留区域の揚水浄化等を実施するとともに、令和4年3月に水処理施設（旧施設）の撤去に着手する予定です。

令和4年度は、引き続き遮水壁外の汚染残留区域の揚水浄化等を実施するとともに、水処理施設（新施設）の撤去工及び借地の復旧工を実施します。

①令和3年度までの主な事業内容

- ・ 廃棄物撤去区域（1,4-ジオキサン高濃度区域）の廃棄物の掘削除去
- ・ 廃棄物残置区域における遮水壁補強工
- ・ 水処理施設による汚染地下水の揚水浄化及び水処理施設の増強（追加設置）等
- ・ 遮水壁外の汚染残留区域における揚水井戸の追加等の揚水浄化対策

②令和4年度の主な実施内容（当初予算額：382,062千円）

- ・ 遮水壁外の汚染残留区域における揚水浄化対策等
- ・ 水処理施設の撤去工及び借地の復旧工

2 四日市市大矢知・平津事案

(1) 事案の概要

(時期) 昭和 56 年～平成 6 年頃

(場所) 四日市市大矢知町・平津町地内の産業廃棄物の安定型最終処分場等

(内容) 産業廃棄物処理業者が、廃プラスチック類、陶磁器くず等の廃棄物を、許可面積・容量を大幅に超えて埋立を行ったため、廃棄物の飛散・流出等のおそれがある事案です。

(生活環境保全上の支障等)

周辺地域に廃棄物の飛散・流出や有害物質の浸出等のおそれがあります。

(事案地の状況)



(2) 対策工事の実施内容（実施計画額：34 億円）

廃棄物の飛散・流出の防止や雨水の浸透抑制のため、覆土工及び雨水排水工等の対策を実施しています。令和 3 年度は法面工及び覆土工を進めるとともに、継続的なリスク管理を行うための管理用道路の舗装工に着手しました。

令和 4 年度は、引き続き法面工や管理用道路の舗装工を実施します。

①令和 3 年度までの主な事業内容

- ・調整池、進入道路及び管理用道路の設置工
- ・中溜池側及び西水路側における染み出し抑止工
- ・天端部の覆土工等

②令和 4 年度の主な実施内容（当初予算額：331,753 千円）

- ・法面部への厚層基材（植生材）吹付工
- ・管理用道路の舗装工

3 桑名市源十郎新田事案

(1) 事案の概要

(時期) 昭和 48 年～51 年頃 (P C B 等投棄時期：推定)

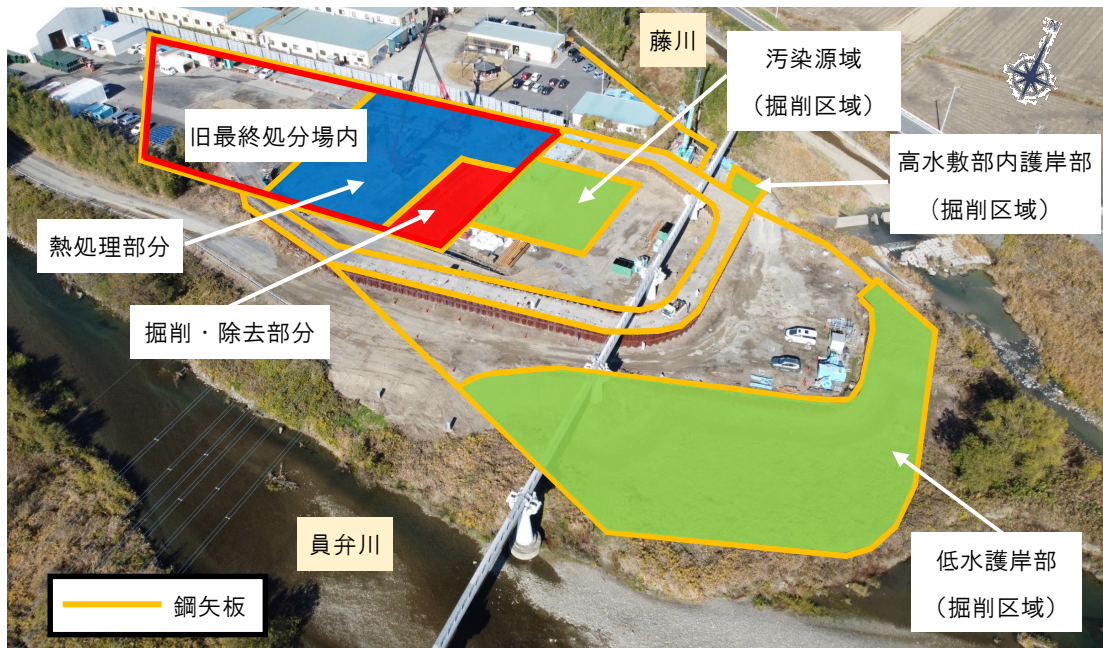
(場所) 桑名市大字五反田字源十郎新田地内の河川敷

(内容) 平成 19 年 9 月に員弁川・藤川合流点付近の旧最終処分場近傍の河川敷から廃油の滲出が確認され、平成 22 年 10 月に当該箇所から回収した廃油に P C B 等の有害物質が含まれていることが判明した事案です。

(生活環境保全上の支障等)

P C B を含む油の河川への滲出等により、下流の水道水源や農業用水の利用等に支障が生じるおそれがあります。

(事案地の状況)



(2) 対策工事の実施内容 (実施計画額：90.85 億円)

P C B (ポリ塩化ビフェニル) や V O C (揮発性有機化合物) 等の有害物質を含む廃油の拡散防止を図るため、汚染源となる廃棄物の掘削除去や集油管等による廃油の回収・処理を実施しています。令和 3 年度は、旧最終処分場内で P C B 高濃度汚染箇所の掘削除去を実施するとともに、廃油の回収・処理を引き続き実施しました。

令和 4 年度は、旧最終処分場内で熱処理工による V O C 除去等を実施するとともに、廃油の回収・処理を引き続き実施します。

①令和 3 年度までの主な事業内容

- ・油汚染範囲の囲い込み工 (鋼矢板の打込み)
- ・集油管等による廃油の回収・処理
- ・汚染源域等における P C B 廃棄物の掘削除去

②令和 4 年度の主な実施内容 (当初予算額：2,420,118 千円)

- ・熱処理工による V O C 除去等
- ・集油管等による廃油の回収・処理

10 「令和3年度『第三次三重県行財政改革取組』の進捗状況」における 県有施設の見直しについて（環境生活部関係）

第三次三重県行財政改革取組における県有施設の見直し一覧

- この一覧表は「三重県財政の健全化に向けた集中取組」での「県有施設の見直し」において定めた個別施設の見直しの方向性や、調整経過等を整理したものです。
- 見直しの方向性を定めた施設については、庁内での検討や関係団体との調整を進め、着実に見直しを進めていきます。
- 廃止や統合を含めた施設のあり方の検討による維持管理費の抑制と、新たな県民ニーズへの対応や県民サービスの向上の両面から見直しを行うとともに、施設にかかるコスト縮減や一層の収入確保にも取り組みます。

No	施設名	見直しの方向性	これまでの主な経過、課題、今後の予定など	所管部局名
9	交通安全研修センター 〈指定管理〉	<p>団体研修特化型施設として継続</p> <p>当該施設は、参加・体験・実践型の交通安全教育を行うため、平成7年に建設された。 当該施設での研修について、ほとんどの受講者が交通安全に対する意識が向上している。(受講者アンケートより)</p> <p>県内の人口10万人当たり交通事故死者数は全国的には上位であり、交通安全教育は警察、市町、関係機関・団体等においても実施されていることから、取組の更なる効率化を図る必要がある。</p> <p>このことから、専門的かつ高度な参加・体験・実践型の教育を提供できる県交通安全教育の中核施設として、現有施設・設備の強みを生かした団体研修特化型施設として研修受入者を増やし、交通事故を減少させていきたい。</p>	<p>【経過】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・R1.8 団体研修利用者増加手法、施設運営体制の再検証 ・R1.10 協議を踏まえた県の再対応方針の検討 ・R1.11まで 見直し案の効果や費用の検証 ・R2.2 見直しの方向性案を議会で説明 ・R2.6 「三重県交通安全研修センター条例」の一部改正 ・R2.7 次期指定管理者選定委員会の開催 ・R2.7～9 次期指定管理者の公募開始・申請受付 ・R2.10 9月定例会議に選定過程の状況を報告、選定委員会による審査、指定管理候補者の選定 ・R2.11 11月定例会議へ指定管理者指定議案を提出 ・R3.1 指定管理者の指定 ・R3.3 協定の締結 ・R3.4 指定管理者による団体研修特化型施設としての施設管理を開始(完了) 	環境生活部
10	みえ県民交流センター 〈直営、一部指定管理〉	<p>開館日や開館時間等を見直し、施設のあり方等については、引き続き検討</p> <p>当該施設は、県民の自発的な社会貢献に関する活動の促進と国際化の推進を目的に、平成13年に建設された。 また、当該施設は、災害時に県域で支援活動を行う団体(みえ災害ボランティア支援センター、災害時多言語支援センター)の拠点や連携の場となる機能を有している。 今後、開館日時やフロアの活用方策の見直しにより、施設を一層効率的・効果的に活用していく。</p>	<p>【経過】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・R1.5～7 施設の市場性に関する聴き取りを実施 ・R1.5～9 施設の有効活用策について、関係者や利用者との意見交換を実施 ・R2.3～6 施設の市場性に関する追加聴き取りを実施 ・R2.6～ 施設の有効活用策や移転も含めた施設のあり方について、関係者と協議 ・R2.7～9 開館時間の見直しに関する試行を実施 ・R2.9～ 施設の一部を「就職氷河期世代就労支援センター」として賃貸 ・R3.3 「みえ県民交流センター条例」の一部改正(開館日時の変更) ・R3.4～ オンライン環境の向上に向けた検討を実施 ・R3.6 次期指定管理者選定委員会を開催 ・R3.7～9 次期指定管理者の公募開始・申請受付 ・R3.7～R4.3 「おしごと広場みえ」による土曜日開所を試行 ・R3.10 9月定例会議に選定過程の状況を報告、選定委員会による審査、指定管理候補者の選定、施設の一部を「三重県生涯現役促進地域連携協議会」に賃貸 ・R3.11 11月定例会議に指定管理者指定議案を提出 ・R4.1 指定管理者の指定 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き関係者との調整等が必要 <p>【今後の予定】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・R4.3 協定の締結 ・R4.4 次期指定管理期間の開始(開館日時の変更開始) 	環境生活部

11	旧博物館 <直営>	<p>廃止(売却)</p> <p>当該施設は、県民の教養等に資するため、昭和28年に建設された。三重県総合博物館が開館したため現在は閉館していること、また、当該施設の敷地へNHK津放送局が移転することで、県と同局が基本合意を締結していることから、売却に向けて手続きを進める。</p>	<p>【経過】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・H29.5 県とNHK津放送局で移転に向けた基本合意を締結 ・H30.3 『津市都市マスタープラン』に同局の移転について記載 ・H31.2 津市都市計画変更決定 ・R2.12 土地売買契約締結 ・R3.1 所有権移転(引き渡し)(完了) 	環境生活部
12	旧留学生センター <直営>	<p>管理換え(埋蔵文化財センターの収蔵庫として使用)</p> <p>当該施設は、1・2階が企業庁職員の福利厚生施設「いなづま会館」(企業庁所管)、3階が留学生・海外技術研修員等の受入施設「三重県留学生センター」(環境生活部所管)として、昭和59年に建設された。 現在はいずれも使用されていないこと、また、県教育委員会から埋蔵文化財センターの収蔵庫としての使用要望があったことから、施設の有効活用ができるよう調整を進める。</p>	<p>【経過】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・H30.3.16 県教育委員会への管理換えにかかる、当部、企業庁、教育委員会事務局との最終打ち合わせ ・H30.3.26 教育委員会への管理換えにかかる承諾文書発出 ・H30.4.1 教育委員会への管理換え(完了) 	環境生活部

11 各種審議会等の審議状況について

(令和3年11月22日～令和4年2月16日)

1 三重県環境影響評価委員会小委員会

1 審議会等の名称	三重県環境影響評価委員会小委員会
2 開催年月日	(1) 令和3年12月13日 (2) 令和4年1月28日 (3) 令和4年2月4日 (4) 令和4年2月7日
3 委員	(1)、(2) 小委員会委員長 塚田 森生 他7名 (3) 小委員会委員長 勝又 英之 他7名 (4) 小委員会委員長 塚田 森生 他7名
4 諮問事項	(1)、(2) 木曾岬干拓地整備事業(第2期)環境影響評価方法書に対する環境の保全の見地からの意見について (3) 最終処分地TAMO新設事業に係る環境影響評価方法書に対する環境の保全の見地からの意見について (4) 桑名市播磨西部土地区画整理事業に係る環境影響評価方法書に対する環境の保全の見地からの意見について
5 調査審議結果	(1)、(2) 「三重県環境影響評価条例」に基づく環境影響評価図書について、事業者から説明を受け、図書に記載された内容について、現地調査と審議が行われた。 (3) 「三重県環境影響評価条例」に基づく環境影響評価図書について、事業者から説明を受け、図書に記載された内容について、審議が行われた。 (4) 「三重県環境影響評価条例」に基づく環境影響評価図書について、事業者から説明を受け、図書に記載された内容について、審議が行われた。
6 備考	次回開催日：令和4年3月16日(予定)

2 三重県公害審査会調停委員会

1 審議会等の名称	三重県公害審査会調停委員会
2 開催年月日	(1) 令和3年12月6日(第1回調停期日) (2) 令和4年2月8日(現地調査)
3 委員	調停委員長 木村 夏美 他2名
4 諮問事項	令和3年(調)第1号事件
5 調査審議結果	(1) 申請人及び被申請人から意見の聴取を行った。紛争解決に向け、第2回調停期日を迫って調整することとした。 (2) 申請事項に係る状況等の確認のため、調停委員会による現地調査を実施した。
6 備考	次回開催日：令和4年3月15日(予定)

3 三重県男女共同参画審議会

1 審議会等の名称	三重県男女共同参画審議会
2 開催年月日	(1) 令和3年11月22日 (第2部会) (2) 令和3年12月13日 (第1部会) (3) 令和4年2月9日 (全体会)
3 委員	全体会 会 長 三田 泰雅 副会長 大平 肇子 委 員 上山 千秋 他15名 第1部会 部会長 菅生 としこ 副部会長 藤岡 充昭 委 員 小椋 衿子 他5名 第2部会 部会長 藤枝 律子 副部会長 芦葉 甫 委 員 今村 潤二 他5名
4 諮問事項	なし
5 調査審議結果	(1) (2) (3) 令和3年度中間評価(案)について審議が行われた。
6 備考	次回開催日：未定